

「知的財産推進計画2011」項目別進捗状況の概要  
(知的財産による競争力強化・国際標準化関連)

知的財産戦略推進事務局

1. 項目別進捗状況の概要※

評価基準	評価項目数	全体に占める割合
○: 達成	197	97.5%
△: 概ね達成しているが、さらに進める必要	5	2.5%
×: 未達成	0	0.0%
合計	202	-

※「知的財産推進計画2011」の工程表において、2011年度中に実施するとしていた具体的取組について、各省からの進捗状況報告に基づき、現時点での進捗状況を踏まえて知的財産戦略推進事務局として評価したものの。

2. ヒアリング対象項目の進捗状況

《1. 国際標準化のステージアップ戦略》

No.	具体的な取組	担当府省	評価
8	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、国際標準化を視野に入れるとともに、必要な場合には、個別の研究計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む。(短期・中期)	総務省	△
		文部科学省	△
		厚生労働省	○
		経済産業省	○
		国土交通省	○
		環境省	○
9	研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すための支援として、標準化や認証制度に関する情報の提供、啓発を行う。(短期・中期)	総務省	○
		文部科学省	△
		厚生労働省	○
		経済産業省	○
		国土交通省	○
		環境省	○
10	国が実施し、あるいは支援する研究開発及び関連する国際標準化活動について、必要に応じ、認証機関の参画を促すことにより、認証機関の新技术への対応能力を向上させる。(短期・中期)	総務省	○
		文部科学省	○
		厚生労働省	○
		経済産業省	○
		国土交通省	○
		環境省	○

11	新規に開発された技術など、戦略的に重要でも、高度な専門性が必要なため、民間認証機関の単独業務として実施困難な場合には、民間による認証業務の立上げに向けて、当該技術に知見を有する公的研究機関による認証業務の支援を含む適切な施策を講ずる。(短期・中期)	総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	○ ○ ○ ○ ○ ○
12	標準化及び認証の戦略的な活用事例の提供(短期・中期)	経済産業省 総務省	○ ○
13	「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」の着実な実施(短期・中期)	経済産業省	○
14	アジア地域における共同研究開発・共同実証事業において、現地認証機関の認証能力の向上に資する協力を行う。(短期・中期)	総務省 国土交通省	○ ○

《2. 知財イノベーション競争戦略》

No.	具体的な取組	担当府省	評価
26	英語での国際的な予備審査の推進(短期・中期)	経済産業省	○
27	国際審査官協議の推進(短期・中期)	経済産業省	○
28	特許審査ハイウェイ(PPH)の主要国への拡大(短期)	経済産業省	○
32	多言語対応の外国語特許文献の検索システムの整備(短期・中期)	経済産業省	○
33	世界標準の特許分類の構築(短期・中期)	経済産業省	○
43	中小企業のグローバル展開支援の強化(短期)	経済産業省	○
44	総合的な支援体制の整備(短期)	経済産業省	○
45	ワンストップ相談窓口への人財の配置(短期)	経済産業省	○
46	新たな出願支援策の創設(短期)	経済産業省	○
49	大学知財本部・TLOの在るべき姿とその評価指標の検討(短期)	文部科学省 経済産業省	○
54	有望シーズの苗床を涵養する多段階選抜方式のSBIRの推進(短期)	内閣府 経済産業省 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省 警察庁 防衛省	○
56	知財ファンドを通じて知的財産の活用を図る仕組みの構築(短期)	文部科学省	○

# 「知的財産推進計画2011」の実施状況

2012年3月31日時点

評価 ○:達成、△:概ね達成しているが、更に進める必要、×:未達成

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015~2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
<b>1. 国際標準化のステージアップ戦略</b>												
「知財計画2011」本文記載の施策												
1	7分野における国際標準化戦略の実行	策定された国際標準化戦略を実行するとともに、その結果を継続的に確認する。 (短期・中期)	内閣官房	国際標準化戦略タスクフォースにおいて、各特定戦略分野における国際標準化戦略の実行状況のフォローアップを実施。	各特定戦略分野における国際標準化活動の自律的展開に向けて、国際標準化戦略タスクフォースによるフォローアップを実施。				※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ			
			内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	・各特定戦略分野の状況の変化に応じて、国際標準化戦略の軌道修正を行うしつつ、国際標準化戦略における取組を着実に実行。 ・各特定戦略分野の国際標準化戦略における継続的な検討事項について検討し、結論を得る。	引き続き、各特定戦略分野の状況の変化に応じて、国際標準化戦略の軌道修正を行うしつつ、2011年度に得た結論を含め、国際標準化戦略における取組を着実に実行。							
2	7分野における国際標準化戦略の実行	国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民で責任体制を明確化しつつ、適切にフォローアップするとともに、我が国の技術に関する情報発信や人的関係の構築を含め、可能な限り、議長や幹事といった中心的な役割を担えることを目指す。関係府省は、必要な支援策を講ずるとともに、高度の専門的な知識・経験を有する職員を育成・活用する。 (短期・中期)	内閣府	・国際標準化戦略の実行に当たり、国際標準化に関する国際会議やフォーラムについて、官民が連携して最新の状況・動向を調査し、把握。	・引き続き、官民が連携して最新の状況・動向を調査し、把握。 ・左記の実施状況を踏まえ、国際会議やフォーラムにおける中心的な役割の獲得に向け、官民が連携した取組を実施。 ・国際標準化戦略の実行を担うための高度の専門的な知識・経験を有する職員について、育成・活用のための方策を検討し、結論を得る。				※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ			
			総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省 外務省	・我が国の情勢にかんがみつつ、新たな特定戦略分野選定の適否及び追加すべき分野を検討し、結論を得る。 ・新たな特定分野を選定する場合には、当該分野の国際標準化戦略を策定。	諸外国の情勢変化も踏まえ、在外公館を通じ、情報発信や人的関係の構築を支援。							
3	新たな国際標準化特定戦略分野の選定	新たな国際標準化特定戦略分野の選定を検討した上で、新たな戦略を策定し、実行する。 (短期・中期)	内閣官房	・我が国の情勢にかんがみつつ、新たな特定戦略分野選定の適否及び追加すべき分野を検討し、結論を得る。 ・新たな特定分野を選定する場合には、当該分野の国際標準化戦略を策定。	新たな特定戦略分野の国際標準化活動の自律的展開に向け、国際標準化戦略タスクフォースによるフォローアップを実施。				※国際標準化戦略タスクフォースで別途フォローアップ			
4	国際標準化活動への支援	国際的な標準化機関での標準化活動への参画を促進するための財政的支援を強化する。 (短期・中期)	経済産業省	標準化活動への参画を促進するための財政的支援に係る検討を実施。	検討結果に基づき推進。				標準化活動への参画を促進するための財政的支援に係る検討を実施し、2012年度予算案へ反映した。	標準化活動への参画を促進するための財政的支援を着実に実施する。	○	2012年度は、検討結果に基づき、支援の質を高めるように施策を実施することが必要である。
			総務省	諸外国の標準化の動向に関する調査を通じて、国際的な標準化機関の会合へ専門家を派遣。	左記の実施状況を踏まえ、諸外国の標準化の動向に関する調査を通じて、国際的な標準化機関の会合へ専門家を派遣。				ITU(国際電気通信連合)、ETSI(欧州電気通信標準化機構)をはじめとした標準化関係会議への参加のため、民間企業を含む関係機関の専門家に対して日本代表としての参与発令を行った。また、重点分野を中心とした動向調査を通じて国際会議へ専門家参加させた。	2012年度以降においても同様の取組を継続する。	○	2012年度は、実施状況を踏まえながら、支援の質を高めるように施策を実施することが必要である。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
5	国際標準化活動への支援	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、国際標準化活動への参画のための支援を行う。 (短期・中期)	経済産業省	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、国際標準化活動への参画に向けた支援の在り方について検討し、可能なものから実施。	当該結論に基づき実施するとともに、必要に応じて施策の見直しを実施。				・国が実施し、あるいは支援する研究開発において、フォーラム標準を含む国際標準化活動への参画支援を行った。 ・研究開発を実施あるいは支援する上で、研究計画及び評価において、国際標準化・認証に係る事項を盛り込むよう、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と検討を進めた。	フォーラム標準を含む国際標準化活動への参画支援を更に進めるとともに、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と検討を進め、具体化を図る。	○	2012年度は、検討結果に基づいた支援を行うことが必要である。また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構との検討を早急に進め、具体化を図ることが必要である。
			総務省	・「ICT国際標準化推進会議」において、フォーラムやデジタル機構で標準化が検討される技術規格を、国が支援する規格とするが検討。 ・フォーラム標準を含む国際標準化活動に対する国の支援の在り方について検討し、結論を得、可能なものから実施。	結論に基づきフォーラム標準を含む国際標準化活動の支援を実施。			・情報通信審議会において、情報通信技術分野の標準化活動における国の支援の在り方について検討を行い、重点分野を選定した上、官民の標準化活動関係者による目的、情報、戦略を共有する場の設置支援や標準化会合の日本招致の必要性について中間答申を得た。 ・中間答申を踏まえ、官民の標準化活動関係者による情報共有の場の提供を支援するとともに、官民連携の上、ユースケースや要求要件を整理し、日本寄書作成に向けた調整を実施した。	・情報通信審議会において国の支援の在り方について、検討を行い、2012年夏頃に最終答申を得る。 ・中間答申を踏まえた国際会議の日本開催に向け、次年度以降、同様の取組を継続する。	○	2012年度は、情報通信審議会の最終答申も踏まえながら、支援を行うことが必要である。	
6	国際的な標準化機関の会合の誘致	国際的な標準化機関について、総会を含む重要会合を日本へ積極的に誘致する。 (短期・中期)	経済産業省	関係企業、標準化団体と連携し、IEC総会をはじめとする標準化機関の重要会合を日本へ誘致。	左記の実施状況を踏まえ、標準化機関の重要会合を日本へ誘致。			関係企業、標準化団体と連携して取り組んだ結果、2011年IEC(国際電気標準会議)総会において、2014年IEC総会の東京招致が正式に承認された。	2014年IEC(国際電気標準会議)総会の開催に向け、着実に準備を行う。	○	2012年度は、IEC(国際電気標準会議)総会に向け着実に準備を進めるとともに、実施状況を踏まえながら、標準化機関の重要会合を日本へ誘致するための活動を継続することが必要である。	
			総務省	我が国の関係企業、標準化団体と連携し、ITUやW3C、IEEEをはじめとする情報通信分野の標準化機関の重要会合を日本へ誘致。	左記の実施状況を踏まえ、情報通信分野の標準化機関の重要会合を日本へ誘致。			ITU(国際電気通信連合)のデジタルサイネージワークショップ、W3C(World Wide Web Consortium)の日本イベント、IEEE(米国電気電子学会)の会合を日本で開催した。	適切なタイミングを計り、国際標準化会合、ワークショップの日本開催を進めて行く。	○	2012年度は、実施状況を踏まえながら、継続的に施策を進める必要がある。	
7	国際標準化に関する情報収集	諸外国の標準化団体との情報交換を通じ、産業界の要望を踏まえつつ、諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、その情報を関係者に適切に提供する。 (短期・中期)	経済産業省	産業界の要望を踏まえつつ、既存の二国間及び多国間のフレームワークの活用により、欧米及びアジアの国際標準化活動に関する情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供。	産業界の要望の変化も踏まえ、情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供。			産業界の要望を踏まえつつ、日欧や日中韓をはじめとしたフレームワークの活用により、諸外国の国際標準化活動に関する情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供した。	情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供する。	○	2012年度は、産業界の要望の変化も踏まえながら、情報収集・提供を行うことが必要である。	
			総務省	国際会議への参加や諸外国の標準化の動向に関する調査を通じて得られた情報を、審議会や民間の標準化活動の場を通じて関係者に適切に提供。	左記の実施状況を踏まえ、情報収集を行うとともに、その情報を関係者に適切に提供。			重点分野に関する諸外国や標準化の動向調査を行い、情報通信審議会や分野別の標準化活動関係者が集まる官民検討の場において、情報共有を図った。	動向調査を行うとともに、審議会をはじめとした官民検討の場において、情報共有を図る。	○	2012年度は、実施状況を踏まえながら、情報収集・提供を行うことが必要である。	
			国土交通省	中国、韓国との「北東アジア標準協力フォーラム」や、欧州との情報交換会に参加し、我が国からの提案を行うとともに諸外国の国際標準化活動に関する情報を収集。また、「水分野国際標準化戦略委員会」の場を継続的に活用し、これらの情報を官民の関係機関に提供。	諸外国の情勢変化も踏まえ、我が国からの提案や情報収集を行うとともに、これらの情報を官民の関係機関に提供。			「北東アジア標準協力フォーラム」において、都市の再生水利用に関し、安全管理をはじめとした規格の必要性の議論を通じて、中国・韓国と国際標準化活動の認識を確認した。 これらの情報を含め、政府の対応方針や国際標準化の動きについて、2012年2月23日に開催した「水分野国際標準化戦略委員会」下水道部会において、情報提供、意見交換を実施した。	・2012年7月の下水道展において開催予定のISOワークショップや「北東アジア標準協力フォーラム」を通じて、我が国からの提案や情報収集活動を継続する。 ・「水分野国際標準化戦略委員会」を継続的に開催する。	○	2012年度は、諸外国の情勢変化も踏まえながら、情報収集・提供を行うことが必要である。	
			外務省	在外公館を通じて、諸外国の国際標準化活動に関する情報収集を支援。	諸外国の情勢変化も踏まえ、在外公館を通じ、情報収集を支援。			関係府省と連携しつつ、特定戦略分野を含め、国際展開や諸外国の国際標準化活動に関する情報提供を行った。	関係府省と連携しつつ、在外公館を通じた支援を行う。	○	2012年度は、諸外国の情勢変化も踏まえながら、在外公館を通じた支援を行うことが必要である。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
8	国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進	国が実施し、あるいは支援する研究開発において、国際標準化を視野に入れるとともに、必要な場合には、個別の研究計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む。(短期・中期)	総務省	研究開発を実施し、あるいは支援する上で、研究開発の内容に応じて、研究計画及び評価において、国際標準化や認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込む。	引き続き、研究計画及び評価に国際標準化や認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込む。				研究開発の提案要領において、標準化活動への貢献や目標設定を求めており、当初から国際標準化を視野に入れた取組を実施した。	左記の取組を実施する。	△	2012年度は、認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込む必要がある。
			文部科学省						国際標準化・認証に向け、検討の必要性が生じた際に速やかに対応できるよう、研究開発の進行状況について不断の検証を行ったが、現時点において、国際標準化・認証につながる見通しのある研究開発案件は存在しなかった。また、研究計画及び評価における基準策定に係る事項の盛り込みについて、十分検討を行った。	国際標準化・認証に向け、検討の必要性が生じた際に速やかに対応できるよう、研究開発の進行状況について不断の検証を行う。	△	2012年度は、研究開発の進行状況を検証するだけでなく、研究計画及び評価に国際標準化や認証に向けた基準策定に係る事項を盛り込む必要がある。
			厚生労働省						厚生労働科学研究費補助金を用いた研究開発の公募要項において、研究内容に応じ、必要な場合に国際標準化・認証を視野に入れることを盛り込んだ。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進める必要がある。
			経済産業省						研究開発を実施する上で、内容に応じて、研究計画及び評価に国際標準化・認証に向けた事項を盛り込んだ。	左記の取組を促進する。	○	2012年度は、継続的に施策を進める必要がある。
			国土交通省						国際標準化・認証を視野に入れることが可能な研究開発については、個別の研究計画において、国際標準化・認証に係る事項を盛り込み、研究開発の進行状況を踏まえながら、不断の検証を行った。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進める必要がある。
			環境省						競争的資金における研究開発の公募要項において、研究内容に応じ、必要な場合に国際標準化・認証を視野に入れることを盛り込んだ。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進める必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
9	情報提供・啓発の実施	研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すための支援として、標準化や認証制度に関する情報の提供、啓発を行う。 (短期・中期)	総務省	公的研究機関や大学をはじめとする研究開発の現場でこれに携わる者に対して、研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すために、必要な情報提供、啓発を行うための方策について検討し、結論を得る。	当該結論に基づき、情報提供及び啓発の実施。 ・情報提供、啓発を行う分野の特性・状況に応じ、より効果的な方策を検討し、結論を得る。				通信機器に係る我が国及び各国の基準認証制度について、研究開発や標準化の関係者にも積極的に範囲を広げて情報の共有・啓発を行うべく検討した。	2011年度の検討結果を踏まえ、通信機器に係る我が国及び各国の基準認証制度に関する情報提供・啓発に向けた研修会を継続的に開催する。	○	2012年度は、検討結果を踏まえ、研究開発や標準化の関係者に対し、積極的に情報提供を行うとともに、より効果的な方策について結論を得ることが必要である。
			文部科学省						研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すために、研究者に対して情報提供・啓発を行う機会について検証した。	情報提供・啓発の機会を検証する。	△	2012年度は、情報提供・啓発を行う機会を検証するだけでなく、その方策について結論を得た上、他の担当府省の先行事例も参考にしつつ、研究者に対する情報提供・啓発を実施することが必要である。
			厚生労働省						研究開発の計画段階で標準化や認証を見通すことができるよう、厚生労働科学研究費補助金による研究開発に係る公募要項において、情報提供サイトを紹介した。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、より効果的な方策について結論を得ることが必要である。
			経済産業省						独立行政法人産業技術総合研究所において、情報提供やセミナー・シンポジウムをはじめとした必要な取組を実施した。また、「イノベーション・ジャパン2011」において講演会「技術を価値につなげるステータアップ戦略」を開催した。	標準化や認証制度に関する情報の提供、啓発を行う。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、より効果的な方策について結論を得ることが必要である。
			国土交通省						国際標準化・認証を視野に入れることが可能な研究開発については、個別の研究開発段階で公的研究機関をはじめとした研究現場でこれに携わる者と連携して国際標準化・認証に向けた検討を行うことを通じ、情報提供・啓発を実施した。	左記の取組を継続するとともに、今後も国際標準化・標準化・認証を見通すための方策について、不断に検証していく。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、より効果的な方策について結論を得ることが必要である。
			環境省						幅広い公募を行う競争的研究資金に係る研究開発において、研究開始後に国際標準化の可能性が判明したケースについては、環境省・プログラムオフィサー・評価委員から、研究者に対し標準化に向けた取組を推奨した。	左記の取組を継続していく。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、より効果的な方策について結論を得ることが必要である。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
10	認証機関の能力向上	国が実施し、あるいは支援する研究開発及び関連する国際標準化活動について、必要に応じ、認証機関の参画を促すことにより、認証機関の新技术への対応能力を向上させる。 (短期・中期)	総務省	・国が実施し、あるいは支援する研究開発について、認証の必要性を検討した上で、認証機関の研究開発体制への参画を促進。 ・国際標準化活動に際し、認証における当該国際標準の活用が見込まれる場合には、認証機関の参画に資する支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、認証機関の研究開発体制への参画の促進し、認証機関の参画に資する支援を実施。				認証につながる可能性のある案件が出てきた際に速やかに対応を行うよう、研究開発の進行状況を不断に検証した。	認証につながるものがある場合には、対応していく。	○	2012年度は、認証の必要性の検討結果を踏まえ、認証機関の研究開発体制への参画を促すことが必要である。
			文部科学省						認証につながる可能性のある案件が出てきた際に速やかに対応を行うよう、研究開発の進行状況を不断に検証した。	研究開発の進行状況を検証する。	○	2012年度は、検証を進めた上、認証機関の研究開発体制への参画を促すことが必要である。
			厚生労働省						厚生労働科学研究費補助金による研究開発に係る公募要項において、知的財産推進計画2011を踏まえ、研究の内容に応じて、必要な場合には認証機関の参画を促す旨を記載した。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、認証の必要性の検討を踏まえ、認証機関の研究開発体制への参画を促すことが必要である。
			経済産業省						・生活支援ロボット実用化プロジェクトにおいて、認証機関が研究開発に参画した。 ・再生可能エネルギーをはじめとした新規分野の研究開発において、認証の必要性を検討した。	再生可能エネルギーをはじめとした新規分野の認証の必要性が認められる研究開発において、研究開発側と認証機関側のニーズを踏まえて認証機関の参画を促進し、認証機関の能力向上を図る。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、再生可能エネルギーをはじめとした新規分野にも、同様の取組を広げられるように、積極的な施策の実施が必要である。
			国土交通省						自動車分野において、国際基準に基づく自動車の審査業務の在り方について、審査機関とともに検討を行った。	取組を進め、審査機関における国際基準への対応能力を向上させていく。	○	2012年度は、認証の必要性を検討した上、認証機関の研究開発体制への参画を促すことが必要である。
			環境省						将来的な認証の可能性を見据えつつ、可能性のある分野を不断に検証した。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、検証を進めた上、認証機関の研究開発体制への参画を促すことが必要である。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
11	認証業務の立上げに向けた公的研究機関による認証業務の支援	新規に開発された技術など、戦略的に重要でも、高度な専門性が必要なため、民間認証機関の単独業務として実施困難な場合には、民間による認証業務の立上げに向けて、当該技術に知見を有する公的研究機関による認証業務の支援を含む適切な施策を講ずる。 (短期・中期)	総務省	新規に開発された技術など、戦略的に重要でも、高度な専門性が必要なため、民間認証機関の単独業務として実施が困難な場合に該当する案件について、民間による認証業務の立上げに向けた施策について検討し、実施。	引き続き、民間による認証業務の立上げに向けた施策について検討し、実施。				独立行政法人情報通信研究機構による事業において、無線機器の試験方法や測定の正確性を確保する技術の高度化をはじめとした認証業務の立上げ促進に向けた研究開発を実施した。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進める必要がある。
			文部科学省						適切な案件は今のところ無いが、認証業務の立上げの可能性が出てきた際に速やかに対応を行えるよう、研究開発の進捗状況を不断に検証した。	研究開発の進捗状況を検証する。	○	2012年度は、研究開発の早期段階から、民間による認証業務の立上げに向けた対応をできるように、研究開発の検証を不断に進めるとともに、施策の実施に当たっては、速やかに対応することが必要である。
			厚生労働省						厚生労働科学研究費補助金による研究開発に係る公募要項において、知的財産推進計画2011を踏まえ、研究の内容に応じて、必要な場合には公的研究機関による認証業務の支援を講ずることを記載した。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、研究開発の進展も踏まえながら、民間による認証業務の立上げに向けた施策について検討し、実施することが必要である。
			経済産業省						・生活支援ロボット実用化プロジェクトにおいて、当該技術に知見を有する独立行政法人産業技術総合研究所が参画し、認証機関と共同で研究開発を実施した。 ・再生可能エネルギーをはじめとした新規分野の研究開発において、認証に係る技術基盤の確保のため、独立行政法人産業技術総合研究所が積極的に関与するようフォローした。	・生活支援ロボット実用化プロジェクトにおいて、独立行政法人産業技術総合研究所の知見を活かして研究開発を進め、認証基盤の確立を図る。 ・再生可能エネルギーをはじめとした新規分野の研究開発において、独立行政法人産業技術総合研究所が積極的に関与するようフォローしていく。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、再生可能エネルギーをはじめとした新規分野において、同様の取組を広げられるよう、積極的な施策の実施が必要である。
			国土交通省						適切な案件は、今のところ見当たらないが、将来的な認証業務の可能性のある分野を見据えつつ不断に検証した。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、検証結果を踏まえながら、民間による認証業務の立上げに向けた施策実施につなげることが必要である。その際、鉄道分野において、輸出相手国から求められる認証を行うため、独立行政法人交通安全環境研究所に認証体制を整備し、海外での認知度向上を目指す取組の成果や課題を十分に踏まえることが必要である。
			環境省						将来的な認証業務の可能性のある分野を見据えつつ、不断に検証した。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、認証業務立上げの検証を不断に進めるとともに、施策の実施に当たっては、速やかに対応することが必要である。
12	標準化及び認証の戦略的な活用事例の提供	標準化及び認証の戦略的な活用についての事例収集・提供を通じて、普及啓発を進める。 (短期・中期)	経済産業省	企業における標準化及び認証の活用事例の収集を進めるとともに、普及啓発活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き事例収集を進めるとともに、普及啓発活動を実施。			企業における標準化の取組について、ヒアリングを行い、事例収集を行った。また、知財ワーキンググループにおいて事例集を作成し、各種シンポジウムやセミナーにおいて、普及啓発活動を実施した。	必要な事例収集や普及啓発活動を行う。	○	2012年度は、実施状況を踏まえながら、継続的に施策を進める必要がある。	
			総務省	情報通信分野における国内外の事例の調査・分析を行うとともに、普及啓発活動を実施。	状況の変化を踏まえ、引き続き調査・分析を行うとともに、普及啓発活動を実施。			情報通信分野の戦略的活用事例を収集するためのアンケート調査を実施し、情報通信審議会において標準化活動の実態について情報共有を行った。	状況変化を踏まえ、調査・分析を行うとともに、情報共有を実施する。	○	2012年度は、状況の変化を踏まえながら、継続的に施策を進める必要がある。	
13	「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」の着実な実施	アジア太平洋地域との協力関係の強化に向けた「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を着実に実行する。 (短期・中期)	経済産業省	「アジア太平洋産業技術・国際標準化プログラム」を実施し、同プログラムに基づき共同研究開発を推進。				2010年度補正予算及び2011年度当初予算において、「アジア太平洋産業技術・国際標準化協力プログラム」を立上げ、中国、韓国、台湾、インド、タイ、マレーシア及びシンガポールと協議して、冷蔵庫の消費電力量の評価をはじめとした共同研究開発事業を行い、国際標準化・認証面での協力を進めた。	「アジア太平洋産業技術・国際標準化プログラム」を実施し、同プログラムに基づき共同研究開発を推進する。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、プログラムの進捗状況を検証し、成果や課題の反映を通じて、取組の質を向上させていく必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
14	アジア地域における認証能力向上	アジア地域における共同研究開発・共同実証事業において、現地認証機関の認証能力の向上に資する協力を行う。 (短期・中期)	総務省	昨年度の検討を踏まえ、アジア諸国からの参加を得て、コンテンツメディア関連の通信インタフェース仕様の検証を行うプロジェクトを実施。	実施主体からの要請に応じ国際標準化活動における認証の取組の必要性を検討した上で、アジア諸国の現地認証機関の認証能力向上に資する協力が重要な分野について検討。	結論に基づきアジア地域における共同研究開発・共同実証事業を通じた協力活動を実施。			東日本大震災の影響により、本プロジェクトは見直しとなったが、民間標準化団体の取組として、共同実証プロジェクトを実施した。	民間標準化団体の共同実証プロジェクトを実施する。また、実施主体の要請に応じ、現地認証機関の認証能力向上に資する協力を行う。	○	2012年度は、実施主体の要請を踏まえながら、現地認証機関の認証能力向上のため、協力が重要な分野の具体化をはじめ、検討を進める必要がある。
			国土交通省	アジア地域における水関連技術の実証実験に係る技術的評価の仕組みを確立するとともに、試行的に実施。	アジア地域における水関連技術の実証実験について、実施主体の要請に応じた評価を実施。				インドネシアにおける再生水利用の実証実験において、日本下水道事業団による技術評価を試行した。	実証実験の成果の有効性を検証しつつ、技術評価を実施するとともに、その普及方策を検討する。	○	2012年度は、確立した試行的枠組みに基づいて、実施主体の要請を踏まえた評価を行うとともに、普及方策の具体化に向けた検討を行う必要がある。
15	大震災の経験・教訓を踏まえた国際標準の見直し	災害に関する安全性や組織対応をはじめとする大震災の経験・教訓を踏まえた国際標準の見直しの必要性について調査を行い、調査結果に従って必要な対応を行う。 (短期・中期)	経済産業省	災害に関する安全性や組織対応をはじめとする大震災の経験・教訓を踏まえた国際標準の見直しの必要性について調査を実施。	調査結果に基づき、適切に対応。				国内審議団体を通じ、災害に関する安全性をはじめ、国際標準の見直しの必要性を調査した。	調査を行うとともに、適切に対応する。	○	2012年度は、継続的に施策を進める必要がある。
			国土交通省	我が国鉄道分野の地震対策技術に関し、大震災の経験・教訓を踏まえた調査を実施し、米国においてこの対策技術を広報し、認知を高めた。					調査を行うとともに、広報活動をはじめとした取組を継続する。	○	2012年度は、継続的に施策を進める必要がある。	



項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定					
「知財計画2010」からの継続施策															
16	国際標準化活動の専門家の育成(中期)	技術知識だけでなく、知財知識、事業知識や現場での交渉スキルを身につけた国際標準化活動の専門家を育成する。	経済産業省	専門家人材の育成方策を検討し、可能なものから実施。 ・研修・セミナーによる既存の人材育成を推進。 ・新たな育成方法について検討。	検討結果に基づき専門家人材育成支援を実施。				・国際標準化の基本手順、国際標準化に関する企業戦略及び原案作成方法をはじめとした知識習得のための「国際標準化研修(入門編)」及び「国際標準化研修(中級編)」を実施した。 ・大学における標準化教育の導入や実施を支援した(早稲田大学、中部大学)。 ・世界に通用する国際標準化の専門家人材を育成するため、ISO(国際標準化機構)やIEC(国際電気標準会議)の新任国際幹事に対し、国際会議の運営をはじめとする実務を、OJTにより、指導・助言した。 ・オブザーバ参加可能な国際会議の国内開催を通じて、国際会議の経験が必要とする標準化人材の育成を行った。	国際標準化研修、大学における標準化教育の導入を含め、研修の内容の質を高めるとともに、新任国際幹事へのOJTをはじめとした国際標準化の専門家人材育成支援を行う。	○	2012年度は、検討結果や人材育成の進展状況を踏まえながら、施策の質を向上させつつ、継続的に施策を進める必要がある。			
			総務省										・早稲田大学における標準化教育を支援するとともに、業界団体の会合において、情報通信技術分野の標準化活動に関する講演を実施した。 ・情報通信審議会において情報通信技術分野の標準化活動に従事する人材の育成方法の検討を進め、2012年度中に結論を得る。	○	2012年度は、継続的に施策を進めるとともに、情報通信審議会における検討を進め、結論を得る必要がある。
			国土交通省										国際標準化を含め、水インフラのグローバル化について、国土交通省や関係機関の職員がISO(国際標準化機構)への参画を通じたレベルアップを継続するとともに、検討結果に基づいて、学生向けセミナーをはじめとした啓発活動を行った。	○	2012年度は、検討結果や人材育成の進展状況を踏まえながら、施策の質を向上させつつ、継続的に施策を進める必要がある。
17	標準化に関する検定制度の創設(中期)	標準化に関する知識の普及や、国際標準化活動の専門家のスキルの「見える化」を目指し、標準マネジメントに関する検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。	経済産業省	検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。				検定・認定制度の創設の可能性について、学識者をはじめとした関係者とともに検討を行った。	左記の取組を継続する。	○	2012年度は、検討を進め、結論を得ることが必要である。				
18	産業界の意識改革の促進(短期)	経営に資する標準化活動に係る産業界の理解や意識改革を促す。	経済産業省	産業界の国際標準に対する理解の増進を図る。 ・経営者層を対象とした研修やセミナーを開催。 ・企業の経営者層、標準化活動の専門家との意見交換を実施。				日本経団連国際標準化戦略部会・知財企画部会において、意見交換を実施した。また、「イノベーション・ジャパン2011」において、講演会「技術を価値につなげるステータアップ戦略」を開催した。さらに、経営者層との意見交換を含め、意識改革を図った。	シンポジウム、セミナー、経団連・経営者層との意見交換をはじめとした枠組みを活用し、産業界の理解向上や意識改革に努める。	○	2012年度は、広く産業界に国際標準の理解を浸透させるため、実施状況も踏まえながら、継続的に施策を進める必要がある。				
			総務省									・情報通信審議会、ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会標準化戦略WG及びICT国際標準化推進会議において、産業界の経営者層や標準化活動の専門家との意見交換を実施し、国際標準化に対する理解の増進を図った。 ・日本経団連国際標準化戦略部会・知財企画部会において、産業界の経営者層との意見交換を実施した。	○	2012年度は、広く産業界に国際標準の理解を浸透させるため、実施状況も踏まえながら、継続的に施策を進める必要がある。	
			国土交通省									業界団体が主催するセミナーにおいて、国際標準化の重要性や取組に関する講演を国土交通省や国際標準化関連機関が行い、経営者層を含む企業人に対する啓発を行った。	○	2012年度は、広く産業界に国際標準の理解を浸透させるため、実施状況も踏まえながら、継続的に施策を進める必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
19	知的財産マネジメントの実践(中期)	特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界からの参加も得た「知財ワーキンググループ(仮称)」を設置し、諸外国の取組事例を分析しつつ、知財による保護と標準化とを一体的かつ効果的に活用して行く上での効果的かつ必要な取組の在り方について、検討。</li> <li>・経営者層を対象とした研修やセミナーを実施。</li> <li>・有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を展開。</li> </ul>	左記ワーキンググループの検討結果に応じて、必要な取組を実施。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界からの参加も得た「知財ワーキンググループ」を設置し、知財による保護と標準化を一体的かつ効果的に活用するための取組について検討を行った。具体的には、ホールドアップのリスク低減をはじめとした諸課題を整理し、可能な対応策を検討した。また、企業戦略の立案に資するため、標準化を含む知財マネジメント事例集を作成した。</li> <li>・セミナーをはじめとして、標準化に関する情報提供や啓発を行うとともに、経営者層との意見交換を行った。</li> <li>・必要に応じて個別案件ベースでの相談・支援を展開した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「知財ワーキンググループ」の検討結果を踏まえ、諸課題への対応を行うとともに、知財マネジメント事例集の周知を行う。</li> <li>・セミナーや経営者層との意見交換や個別案件ベースでの相談・支援について、施策の実施状況を踏まえながら、取組の質を高める。</li> </ul>	○	2012年度は、「知財ワーキンググループ」の検討結果を踏まえ、取組を進めるとともに、知財マネジメント実践の質を向上させていく必要がある。	
20	規制・規格の海外発信への支援(短期)	日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援する。	経済産業省	日本の技術のガイドライン・日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援。				我が国提案の国際規格情報を、諸外国に対し発信・共有する取組を支援した。	規制・規格の翻訳・海外発信について、着実に進めていく。	○	着実に取組を進める必要がある。	
			総務省					情報通信分野の規制に関する翻訳を行った。	規制・規格の翻訳・海外発信について、着実に進めていく。	○	着実に取組を進める必要がある。	
			国土交通省					再生水利用に関し、水質基準の共同検討会をインドネシアと発足させ、日本の基準や考え方を翻訳・紹介するとともに、これらをベースにインドネシアの水質基準を検討した。	規制・規格の翻訳・海外発信について、着実に進めていく。	○	着実に取組を進める必要がある。	
			環境省					・土壌汚染対策法をはじめ、翻訳を行った。	・翻訳が完了した法令を、順次ウェブサイトを含め、海外発信した。	規制・規格の翻訳・海外発信について、着実に進めていく。	○	着実に取組を進める必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
<b>2. 知財イノベーション競争戦略</b>												
「知財計画2011」本文記載の施策												
21	大震災関連情報の一元的発信	インターネット上でも利用可能な形態で、大震災に影響を受けた産業財産権取得上の手続に関する救済措置をはじめとする大震災関連情報を一元的に発信する。(短期)	経済産業省	インターネット上でも利用可能な形態で、大震災に影響を受けた産業財産権取得上の手続に関する救済措置をはじめとする大震災関連情報を一元的に発信。					特許庁ホームページ上に、震災により影響を受けた手続に係る救済策をはじめ、震災復興に係る支援策や手続相談に係る窓口の情報を取りまとめた「東日本大震災関連情報」ページを開設し、一元的な情報発信を行った。	-	○	-
22	専用相談窓口の開設及び被災地域のワンストップ相談窓口との連携	大震災により影響を受けた全国の出願人又は代理人からの産業財産権取得上の手続に関する相談に対応する専用相談窓口を開設する。また、被災地域各県のワンストップ相談窓口においても専用相談窓口と連携しつつ適切な支援を行う。(短期)	経済産業省	・大震災により影響を受けた全国の出願人又は代理人からの産業財産権取得上の手続に関する相談に対応する専用相談窓口を開設。 ・被災地域各県の「知財総合支援窓口」においても専用相談窓口と連携しつつ適切な支援を実施。					大震災により影響を受けた全国の出願人又は代理人からの産業財産権取得上の手続に関する相談に対応する専用相談窓口を開設し、一元的な相談対応を行うとともに、被災地域各県のワンストップ相談窓口である「知財総合支援窓口」においても専用相談窓口と連携しつつ適切な支援を行った。	-	○	-
23	電子出願の代替手続による救済	大震災の影響により、出願人又は代理人が電子出願を利用できない場合には、緊急救済措置として、記録媒体による出願手続を、特許庁長官の事前承諾を求めることなく認める。(短期)	経済産業省	大震災の影響により、出願人又は代理人が電子出願を利用できない場合には、緊急救済措置として、記録媒体による出願手続を、特許庁長官の事前承諾を求めることなく認容。					大震災の影響により、出願人又は代理人が電子出願を利用できない場合には、緊急救済措置として、記録媒体による出願手続を、特許庁長官の事前承諾を求めることなく認めた。	-	○	-
24	手続期間延長による緊急救済措置	大震災の影響により、出願人又は代理人が法定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続期間の延長を認める。また、指定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続を行うことを認める。(短期)	経済産業省	・大震災の影響により、出願人又は代理人が法定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続期間の延長を認容。 ・また、指定期間内に手続ができない場合には、その事情を勘案して、手続を行うことを認容。					・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第3項の規定に基づき、震災により影響を受けた産業財産権に係る手続について、申出により、2011年8月31日まで手続期間の延長が可能となるよう措置し、1,160件の手続について延長を認めた。 ・また、特に大きな被害により特許庁への手続が困難であった場合には、申出により、2012年3月31日まで手続期間の延長が可能となるよう措置した。	-	○	-
25	海外への緊急救済措置の要請及び関連情報の周知	海外の主要知財庁に対し、大震災の影響で所定の手続や連絡ができない我が国出願人及び代理人への緊急救済措置を要請する。我が国の要請を受けて各知財庁が公表した緊急救済措置について、インターネットも活用し、周知する。(短期)	経済産業省	・海外の主要知財庁に対し、大震災の影響で所定の手続や連絡ができない我が国出願人及び代理人への緊急救済措置を要請。 ・我が国の要請を受けて各知財庁が公表した緊急救済措置について、インターネットも活用し、周知。					・過去3年間に日本からの出願が存在したすべての国・地域の知財庁(合計90庁・機関)に対して、今回の地震の影響で所定の手続や連絡ができなかった日本出願人及び代理人を対象とした法定期間に関する救済措置を要請した。 ・各国・地域の知財庁が公表した救済措置や特許庁が収集した情報は、随時更新し、インターネットを通じてユーザーに提供した。 ・各国・地域の法律、規則及び救済措置については、参考のためこれらの仮訳を掲載した。	-	○	-
26	英語での国際的な予備審査の推進	アジア諸国をはじめとする外国発の国際特許出願について、我が国が国際調査を管轄する国を拡大する。これらの国や国内からの英語による国際特許出願に対し、英語での国際的な予備審査を推進する。(短期・中期)	経済産業省	アジア諸国をはじめとする他国の特許庁が受理した国際特許出願のうち、出願人が希望するものについて、我が国で英語による国際調査・予備審査報告を作成できるよう、各国と交渉し、開始に向けた準備を行い、準備が整った国から運用を開始。	引き続き各国と交渉しつつ、準備が整った国から運用を開始し、英語での国際的な予備審査を推進。				ベトナム、インドネシア、シンガポール、マレーシア及び韓国と、我が国での英語による国際調査・予備審査報告の作成開始に向けた交渉を行った。	・引き続き各国と交渉しつつ、開始の準備が整った国から順次運用を開始する。 ・出願人のニーズの高い国について、我が国での英語による国際調査・予備審査報告の作成開始に向けた交渉を行う。	○	我が国企業に対して英語による国際特許出願の利用を働きかけ、英語での国際的な予備審査を推進する必要がある。
			経済産業省	我が国企業に対して英語による国際特許出願の利用の普及啓発を行い、英語での国際的な予備審査を推進。					企業訪問や実務者説明会の機会を通じ、英語による国際特許出願の利用の普及啓発を行った。	英語による国際特許出願の利用を更に推進するための方策を検討する。	○	我が国企業に対して英語による国際特許出願の利用を働きかけ、英語での国際的な予備審査を推進する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
27	国際審査官協議の推進	国際的な特許制度の調和の実現に向け、我が国を含む複数の特許庁への共通の出願について、各特許庁の審査官による国際協議を推進する。(短期・中期)	経済産業省		・日本と特許審査ハイウェイを実施している庁をはじめとする各国特許庁と、共通案件を用いた審査官による国際協議を実施。 ・五大特許庁の審査官が一堂に会して共通案件について協議する五大特許庁の審査官ワークショップに参画し、互いのサーチ・審査手法の共有を推進。				・中国、韓国、スウェーデン、スペイン、台湾、ドイツ、インド、欧州特許庁(EPO)及びロシアの各国・地域特許庁審査官と、国際協議を実施した。 ・米国特許商標庁(USPTO)で開催された五大特許庁の審査官ワークショップに参画し、互いのサーチ・審査手法の共有を推進した。	・2012年度も欧州特許庁(EPO)、中国、韓国及びドイツを含む各国・地域特許庁の審査官と国際協議を実施する。また、EPO及び米国を含めた主要特許庁に日本特許庁審査官を中長期に派遣する。 ・2012年10月に開催予定の次回審査官ワークショップにおいて、五大特許庁担当者間で具体的な活動内容につき協議・調整を進める。	○	各国特許庁と、共通案件を用いた審査官による国際協議を実施するとともに、五大特許庁の審査官が一堂に会して共通案件について協議する五大特許庁の審査官ワークショップに参画し、互いのサーチ・審査手法の共有を推進する必要がある。
28	特許審査ハイウェイの主要国への拡大	特許審査ハイウェイ(PPH)を、アジアをはじめとする主要国に更に拡大する。(短期)	経済産業省		中国をはじめとする主要国と特許審査ハイウェイのプログラムを新たに開始すべく交渉を行い、当該プログラムを開始するとともに、ユーザーニーズを踏まえて特許審査ハイウェイの対象の更なる拡大を検討。				・新たにスウェーデン、メキシコ、デンマーク、北欧特許庁、中国、ノルウェー、アイスランド、イスラエル及びフィリピンとの特許審査ハイウェイの運用を開始した。 ・日本を含む6か国で、どの国に先に出版したかにかかわらず、参加国による特許可能との審査結果があればPPHの利用を可能とする「PPH MOTTAINAI」の試行を開始した。 ・欧州特許庁(EPO)との間で「PPH MOTTAINAI」の試行を2012年1月29日から開始した。	・ユーザーニーズに基づき新たな国との特許審査ハイウェイの開始に向けた交渉を行う。 ・「PPH MOTTAINAI」への参加国を拡大するよう各国特許庁と交渉する。	○	中国を含む主要国と特許審査ハイウェイの運用を開始できたことは評価に値する。ユーザーニーズを踏まえて特許審査ハイウェイの対象の更なる拡大を検討する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定			
29	途上国及び新興国の知的財産環境整備	グローバルな知的財産環境の整備を進めるため、途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、人財育成支援を実施する。(短期・中期)	経済産業省	・途上国・新興国知財庁の幹部候補生を対象に知財分野における指導者となる人財育成研修(6か月)を実施。 ・途上国・新興国知財庁の審査官を対象に実践的な審査能力向上を目的とした研修(3か月)を実施。					・2011年度は幹部候補生向け研修としてブラジルから1名、中国から2名、計3名を招へいた。途上国・新興国における制度整備向上につながる研究支援を行うことにより、将来指導的立場に立つ者との強力なネットワーク構築が図られた。 ・また、インドの審査官3名を対象とした1か月研修を実施した結果、研修生自身の審査能力の向上が図られたほか、研修生が帰国後に実施した自国知財庁内でのセミナーにより、途上国内においても研修内容の情報共有/審査レベルの底上げが行われた。	途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、各種研修コースの内容の改善を図りつつ、継続してより効果的なプログラムを実施することにより、途上国・新興国の更なる審査能力の向上を図る。	○	2011年度に実施した研修結果を踏まえ、研修内容の改善を図りつつ、引き続き、各途上国・新興国知財庁の幹部候補生、審査官をはじめ、各国知財関係者を対象に研修を実施する必要がある。	
				・研修生の受入れ、我が国専門家の派遣や、IT化及び制度構築・運用の支援を通じて途上国、新興国の人財育成を実施。 ・我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催。					・研修生の受入れ、専門家派遣を行うことにより、各国での審査期間の短縮、法整備の改善の効果がみられた。 ・また、途上国各国でセミナーを実施することにより、研修経験者が必要としている最新知財情報の情報伝播や、研修生間及び日本の知財関係者とのネットワーク構築が図られた。	途上国・新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、研修生の受入れや専門課派遣、研修経験者を対象としたフォローアップセミナーを継続的に実施する。こうした取組を継続的に実施して、途上国の知財インフラを整備しつつ、研修修了生及び途上国・新興国の知財関係政府機関とのネットワークの強化を図る。	○	引き続き、我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催するなどして、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークの更なる構築・維持に努める必要がある。	
			警察庁	各種研修を通じて、途上国や新興国のニーズに応じ、警察における知的財産権侵害事犯や取締りの現状を踏まえた知的財産環境整備のための人財育成・支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。					・2011年12月、中国公安部捜査幹部研修において、知的財産権犯罪対策について講義を実施した。 ・2011年12月、世界知的所有権機関(WIPO)が主催するアジア太平洋地域内の知的財産権関係者を対象とした知的財産権に関する研修において講義を実施した。	各種研修を通じて、途上国や新興国のニーズに応じ、警察における知的財産権侵害事犯や取締りの現状を踏まえた知的財産環境整備のための人財育成・支援を実施していく。	○	2011年度に実施した研修結果を踏まえ、研修内容の改善を図りつつ、引き続き、各種研修を通じて、途上国や新興国の課題ニーズに応じ、警察における知的財産権侵害事犯や取締りの現状を踏まえた知的財産環境整備のための人財育成・支援する必要がある。
			法務省	JICAインドネシア知的財産権保護強化プロジェクトを通じて、裁判官の能力強化のための支援を実施。						調査を通じ保有したインドネシアの法律や司法に関する知見を独立行政法人国際協力機構(JICA)専門家と共有・意見交換することで、JICAプロジェクトの円滑な実施に寄与した。	JICAプロジェクトを通じ、裁判官能力強化のための情報提供及び意見交換を実施する。	○	引き続き、JICAインドネシア知的財産権保護強化プロジェクトを通じて、専門家とインドネシアの法律や司法に関する知見を共有・意見交換し、裁判官の能力強化のために支援する必要がある。
			外務省	JICAにおいて、途上国における知的財産の創造・保護・活用のための包括的な知的財産行政・制度・政策の環境を整備するため、人財育成を中心に技術協力を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。					・インドネシア知的財産権保護強化プロジェクトを実施した。マレーシア及びケニア・エチオピア・エジプトに対して知的財産権に関する研修を実施した。 ・2012年2月に南アフリカに対して知的財産権に関する研修を実施した。同年3月にベトナム知的財産権の啓発および取締り強化プロジェクトの立ち上げ準備を行うため、調査団を派遣した。	インドネシア知的財産権保護強化プロジェクト及びベトナム知的財産権の啓発および取締り強化プロジェクトにより、エンフォースマントに関する技術移転を行うとともに、アジア・アフリカ諸国を対象とした知的財産に関する人財育成を行う。	○	2011年度に実施した研修結果を踏まえ、研修内容の改善を図りつつ、引き続き、独立行政法人国際協力機構(JICA)において、途上国における知的財産の創造・保護・活用のための包括的な知的財産行政・制度・政策の環境を整備するため、人財育成を中心に技術協力を実施する必要がある。
			財務省	途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、我が国専門家の派遣をはじめとする技術協力を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な協力について検討し、実施。					途上国税関に対し、知的財産侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、我が国専門家を派遣する技術協力を実施した。	途上国税関に対し、知的財産侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、我が国専門家を派遣する技術協力を実施する。	○	2011年度に実施した研修結果を踏まえ、研修内容の改善を図りつつ、途上国税関に対し、知的財産侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構(WCO)と協力し、我が国専門家を派遣する技術協力の実施が必要である。
			文部科学省	世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、シンポジウムや研修プログラムを実施。						・世界知的所有権機関(WIPO)と協働し、アジア・太平洋地域の途上国を対象に、著作権に係るナショナルセミナーや著作権の集中管理制度に係る研修を実施、我が国の知見や取組を紹介し、途上国の著作権制度の整備を支援した。 ・2012年2月にWIPOと協働し、アジア・太平洋地域の途上国の著作権局職員らを対象にした著作権の執行に関する研修を実施した。	引き続きWIPOと協働し、特に途上国からのニーズが高い条約加盟や集中管理制度整備の支援を重点的に実施する。	○	途上国からのニーズを踏まえ、WIPOと協働し、効果的なシンポジウムや研修プログラムの実施が必要である。

項目 番号	項目名	施策内容	担当府省	短 期		中 期		長 期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～ 2019年度	2011年度末までの 具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
			農林水産省	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度における以下の取組を実施。 ・研修生の受入れ ・各国での審査技術に関するワークショップ、セミナーの開催 ・各国で開催される技術研修への専門家の派遣	左記の実施状況を踏まえ、取組を継続実施。				・植物品種保護制度に関する各種研修を実施し、16人を受入れた。 ・海外の局長級職員を受入れ、植物品種保護に関するセミナーを実施した。 ・上記取組を実施し、制度に関する習熟及び審査に関する技術の向上を図った。 ・審査基準に関する指導を行うため、専門家をタイ、インドネシア及びシンガポールへ派遣した。 ・カンボジアにて意識啓発セミナーを実施した。 ・上記取組を実施し、制度に関する習熟及び審査に関する技術の向上を図った。	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度に関する人財育成支援を実施する。	○	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して実施した取組をいかし、植物品種保護制度に関する効果的な人財育成を支援する。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
30	知財制度の整備・運用改善の働きかけ	二国間・複数国間の交渉の機会を活用し、相手国の知財制度の整備・運用の改善を促し、産業界の要望を踏まえた知的財産の保護が達成されるよう積極的に働きかける。 (短期・中期)	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、以下のような二国間・複数国間の交渉・協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、諸外国における知財制度の整備・運用の改善に向けた要請や協力を実施。 －日中ハイレベル経済対話 －日中経済パートナーシップ協議 －日韓ハイレベル経済協議 －日韓経済局長協議 －日中知的財産ワーキング・グループ －知的財産保護官民合同代表団の派遣 －日中著作権協議 －日韓著作権協議 －日EU知財対話 －日米経済調和対話 －経済連携協定交渉	相手国の対応状況をフォローし、継続的な働きかけを実施。	長期	2015～2019年度	日米経済調和対話、日EU知財対話を含む交渉・協議の場を通じ、相手国における制度・運用の改善を要請した。	相手国の対応状況をフォローしつつ、引き続き、様々な交渉・協議の場を通じて働きかけを実施する。	○	各産業界からの要望を踏まえた上で、二国間・複数国間の交渉・協議の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、諸外国における知財制度の整備・運用の改善に向けた要請や協力の働きが必要である。	
			文部科学省					・2011年4月及び11月の官民合同ミッション、同8月の第2回日中インターネット知的財産保護シンポジウム並びに同10月の第3回日中知的財産ワーキンググループに参加し、インターネット上の著作権侵害の対策の強化を要請した。 ・2011年9月に日中著作権会議を実施し、著作権侵害コンテンツの摘発について引き続き効果的な対策を要請した。 ・2011年9月に日韓間で著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書を締結作成した。 ・2011年12月に第3回日韓著作権フォーラムを実施し、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を行った。	・日中、日韓との二国間協議を定期的に実施し、両国との連携強化を推進する。 ・中国国家版權局との間で覚書に基づく協力として、日中の著作権関係団体同士による意見交換を行うセミナーを開催し、関係団体間の連携強化を図る。 ・韓国文化体育観光部との間で覚書に基づく協力分野に係る具体的な活動についての検討を行い、両国間で意見の一致を目指す。	○		
			農林水産省					・農林水産分野の要望について、以下において、関係省庁と連携しつつ、知財制度の整備・運用の改善に向けた要請を実施した。 －日中知的財産ワーキング・グループ －知的財産保護官民合同代表団の派遣 ・第9回知的財産保護官民合同訪中代表団に参加し、中国政府に対して植物新品種保護同盟(UPOV)91年条約の早期批准、保護対象植物の拡大を要請した。	二国間・複数国間の交渉の機会を活用し、相手国の品種保護制度の整備・運用の改善を促進するこれまでの取組を継続して実施する。	○		
			経済産業省					・2011年4月、中国で最も模倣品の製造・流通が多い地域の一つである広東省にハイレベルミッションを派遣し、知的財産保護強化の協力枠組みの構築について意見交換し賛同を得た。 ・2011年10月に第3回日中知的財産ワーキング・グループを神戸で、2012年1月に第2回模倣品事務ワーキング・グループを東京で開催し、インターネット上の模倣品・海賊版問題、執行当局の取締り強化、知的財産権関連法の執行・運用の徹底について、日本側より提案し、協力推進について認識の共有を図った。 ・2011年2月の日米経済調和対話を含め日本から長年働きかけてきた結果、米園は特許法を改正し、先願主義へ移行した。 ・日EU知財対話、経済連携協定交渉を通じて、相手国の制度・運用の改善を働きかけた。 ・2011年6月の日米欧中韓の五大特許庁長官会合において、制度調和に向けた議論を開始した。 ・2011年10月の日中特許庁長官会合において、特許法制度及び運用に関する意見交換を継続的に行うことを決めた。 ・2011年12月の国家工商行政管理総局との会合において、我が国地名や著名商標を含んだ商標出願の厳正な審査を要請した。また、商標審査官の交流を開始することとした。 ・2011年12月の日中韓特許庁長官会合において、日中韓の進歩性の事例研究報告書を了承した。また、日中韓の実用新案制度に関する意見交換を継続していくことを決めた。 ・2012年2月の第1回アセアン特許庁長官会合において、ASEANの知的財産保護の強化と日本の協力に関する「東京知財宣言」を採択した。	・2012年8月頃、第8回知的財産保護官民合同訪中代表団(ハイレベル)を派遣し、中国政府機関に対して、知財保護強化に関する具体的な要請・提案を行う。 ・2012年10月頃に第4回日中知的財産ワーキング・グループを開催、12月頃に第3回模倣品事務ワーキング・グループを開催し、知的財産保護に関する意見交換を行う。 ・侵害発生国の取締り機関を対象とした真贋判定セミナーを開催するとともに、侵害発生国政府・地方機関との意見交換を行う。 ・引き続き、二国間・複数国間の交渉・協議の場を通じて、TRIPS協定に規定されている以上の高いレベルの知財保護の実現を働きかける。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定			
31	特許審査の品質監理の強化	国際的に信頼される安定した特許権の設定を行うため、品質監理体制を強化し、特許審査に関する品質ポリシー策定やユーザーによる品質評価をはじめとした世界水準の品質監理を実施する。(短期・中期)	経済産業省	品質監理体制を強化し、審査結果の内容分析、ユーザー評価の収集・分析を行い、審査の質に関する基礎情報を集積。					・ユーザーによる審査の品質評価の在り方について検討を行い、ユーザーによる品質評価を確立。 ・特許審査に関する品質ポリシーを検討・策定し、公表。	・特許査定された案件及び国際特許出願案件の審査内容についてサンプルチェックを実施するとともに、ユーザーからの評価を調査した。 ・新たに以下のチェックを実施した。 ・出願人への通知内容の形式的事項についてのサンプルチェック ・ユーザーから提示された個別案件のチェック	・2012年度はユーザー評価の規模を拡大し、ユーザー満足度及びユーザーニーズのより正確な把握に努める。 ・サーチの適切性を含めたサンプルチェックの試行を行う。	○	サーチの適切性を含みより詳細な審査の質に関する基礎情報を集積するため、品質監理体制を一層強化する必要がある。
32	多言語対応の外国語特許文献の検索システムの整備	中国語や韓国語を含む非日本語特許文献の比率が高まる中で、世界の特許文献への容易なアクセスの確保が必要である。世界中の技術者を調査可能とし、成果を出願人に提供できるよう、中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備を進める。(短期・中期)	経済産業省	多言語翻訳機能を含む中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献の検索システムの開発を推進。					引き続き検索システムの開発を推進しつつ、成果を出願人に提供可能とする仕組みについて検討。	・中国語・韓国語を対象とした外国語特許文献の検索システムに必要な機能の策定作業を開始し、具体的なシステム要件についての検討を行った。 ・2012年3月までに、主要な機能を策定した。	設計・開発のための調達仕様書作成に向けて引き続きシステム化のための機能の策定作業を行う。	○	成果を出願人に提供できるよう、設計・開発のための調達仕様書作成に向けて引き続きシステム化のための機能の策定作業を行い、多言語翻訳機能を含む中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献の検索システムの開発を推進する必要がある。
33	世界標準の特許分類の構築	我が国の分野別の技術優位性を勘案し、諸外国の情勢を踏まえつつ、世界の五大特許庁と協調して、世界標準の特許分類の構築を進める。(短期・中期)	経済産業省	我が国の特許分類と欧州特許分類とを分野別に比較検討し、その結果を基に、五大特許庁の国際会議において、特許分類構築の加速化を提案。	国際会議において、技術分野毎に特許分類構築の議論を実施。				左記の結果を踏まえ、世界標準の国際特許分類の構築を推進。	・2011年10月までに我が国の特許分類と欧州特許分類との分野別比較検討を実施し、この結果を五大特許庁へ提供するとともに、10月には、この結果を基に、五大特許庁の国際会議において、特許分類構築の加速化を提案した。 ・同年11月の日米欧の長官級会合で、遅くとも2013年から特許分類構築を加速化することを確認し、加速化をスムーズに行うための作業部会を立ち上げた。また、同年12月の日中韓の長官級会合で、日中韓での協力体制も構築した。 ・2012年3月の五大特許庁の国際会議で今後のスケジュールについて合意した。	技術分野毎の特許分類構築の議論を加速する。	○	国際会議における技術分野毎の特許分類構築に当たり、優先順位を踏まえた上で、欧州特許分類を優先するもの及び我が国の特許分類を優先するものに分け、早期の議論決着に向けて取り組む必要がある。
34	特許審査体制の強化	世界標準の特許分類の構築に向けた国際的な動向に対応するとともに、増加する外国語特許文献を含む先行技術を漏れなく調査し、国際的に信頼される安定した特許権の設定を行うため、審査体制の強化を行う。(短期・中期)	経済産業省	国際的に合意された国際特許分類に基づき、過去の特許文献の再分類を進めるとともに、増加する外国語特許文献を含む先行技術を漏れなく調査し、国際的に信頼される安定した特許権の設定を迅速に行うため、必要な審査官の確保を含む審査体制の強化を推進。					必要な審査官の確保を含む審査体制の強化を継続。	2013年に審査順番待ち期間（FA期間）を11月とする目標達成のために必要な審査官の確保に向けて取り組み審査体制の強化を推進した。	必要な審査官の確保や施策に対応した審査体制の在り方について、引き続き検討を行う。	△	増加するグローバル出願に対応するとともに、外国語特許文献を漏れなく調査し、国際的に信頼される安定した権利を設定するため、必要な審査官の確保を含む審査体制の強化を行う必要がある。
35	特許権の安定性の向上	国内外の情勢を踏まえ、特許権の安定性を向上させる方策を検討する。(短期・中期)	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。						関係する政省令の整備を行うとともに、「法改正説明会」、「実務者説明会」及び企業訪問の機会を通じ、改正特許法の内容の周知を行った。	-	○	引き続き、説明会や個別の企業への説明の機会などを通じて、施行後の改正特許法の円滑な運用に努める。
				国内外の情勢を踏まえ、特許権の安定性を向上させる方策を検討。					・産業界・弁理士・審判官から構成される審判実務者研究会を開催し、特許性の判断に関する個別事例の審判・判決を分析した。 ・審理の充実のため、海外の当事者系審判について調査・研究を行った。	特許権の安定性を向上させる制度の在り方について、2012年度に調査研究を行う。	○	米国を始めとする国内外の情勢を踏まえ、特許権の安定性を向上させる方策を検討する必要がある。	
36	ヘーグ協定への加入	意匠の国際登録に関するヘーグ協定への我が国の加入について、検討を行い、結論を得る。(短期)	経済産業省	ヘーグ協定加入が国内ユーザー及び特許庁業務運用に及ぼす影響に関する調査並びに必要な法令改正に関する分析・検討を行い、協定加入に向けた課題、対応策を整理。	関係府省と調整を行いつつ、産業構造審議会意匠制度小委員会において、我が国のヘーグ協定加入の是非について検討を行い、結論を得る。				2011年12月20日開催の産業構造審議会知的財産政策部会第14回意匠制度小委員会及び2012年1月27日開催の同第15回意匠制度小委員会において、法制面を含む課題を解決していくことを前提に、ヘーグ協定加盟に向けた検討を進めていくことが確認された。	関係府省と調整を行いつつ、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会において我が国のヘーグ協定加入に係る法制面を含む具体的な課題について検討を行い、結論を得る。	○	我が国のヘーグ協定加入の是非について、民間からの要望も踏まえ、早期に結論を得ることが必要である。	



項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
37	意匠の保護対象の拡大	3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る。 (短期)	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会において、現行法下における画面デザインの保護範囲見直しに関する意匠審査基準の改訂を実施。	産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会において、意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る。				・産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会意匠審査基準WGIにおける検討を経て、2011年8月以降適用となる画面デザインの保護範囲見直しを含む意匠審査基準の改訂を行った。 ・また、2011年12月20日開催の産業構造審議会知的財産政策部会第14回意匠制度小委員会及び2012年2月29日開催の同第16回意匠制度小委員会において、3Dデジタルデザインを含む意匠の保護対象の拡大について、具体的な論点に係る議論を開始することを確認した。	引き続き、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会において、意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る。	○	国内外の情勢を踏まえ、我が国の競争力の観点から、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会において、意匠の保護対象拡大について検討し、結論を得る必要がある。
38	商標の保護対象の拡大	音や動きを含む新たな商標への保護対象拡大について検討し、速やかに結論を得る。 (短期)	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、音や動きを含めた新しいタイプの商標の保護のための制度の在り方について、関係者の意見を踏まえつつ、その導入の是非について検討し、結論を得る。					・企業、業界団体や日本弁理士会との意見交換、米国特許商標庁への実地調査を含む、制度の導入及び適用のための検討を行った。 ・産業構造審議会知的財産政策部会第25回商標制度小委員会(2012年2月)において、制度導入の方向で議論を進めることについて結論を得た。	制度導入の方向で、制度の詳細について検討を行う。	○	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、音や動きを含めた新しいタイプの商標の保護のための制度の在り方について、関係者の意見を踏まえつつ、制度の詳細について検討が必要である。
39	営業秘密に対する技術者の意識向上	技術者に対して、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知することにより、営業秘密に対する技術者の意識向上を図る。 (短期)	経済産業省	関係団体と連携して、技術者に対して営業秘密に関する説明会を実施し、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知。					関係団体と連携し、10月～12月にかけて技術者に対して全国17か所で不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密管理に関する説明会を実施した。	説明会を実施し、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して理解が深まるよう、周知を行う。	○	関係団体と連携して、技術者に対して営業秘密に関する説明会を実施し、不正競争防止法上の不正行為の範囲や営業秘密の管理に関して周知するとともに、経営者に対する意識向上を図る仕組みを検討する必要がある。
40	大学における普及啓発	産学共同研究における、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について、契約で明確化する必要性に関して普及啓発を行う。 (短期)	文科科学省 経済産業省	両省が連携しつつ、改訂した「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」について大学に対し広く周知するとともに、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について契約で明確化する必要性に関して説明会を開催して広く周知。					両省が連携しつつ、改訂した「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」について大学に周知するとともに、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について契約で明確化する必要性に関して、大学技術移転協議会のシンポジウムやイノベーションにおいて広く周知を行った。		○	産学共同研究における、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について契約で明確化する必要性に関して、普及啓発を促進する必要がある。
41	営業秘密管理の課題を具体的に改善するための支援	中小企業を含め、営業秘密管理指針に沿って適正に営業秘密が管理されるよう、弁護士知財ネットの協力を得て、専門家による無料相談を含む個別支援を行う。 (短期)	経済産業省	中小企業を含む事業者を対象とした営業秘密管理に関する説明会に合わせ、弁護士知財ネットを含む専門家の協力を得て、無料相談会を実施。					営業秘密管理に関する全国説明会に合わせ、弁護士知財ネットをはじめとした専門家による無料相談会を実施し、中小企業に対して、個別支援を行った。	-	○	2011年度に改訂された営業秘密管理指針を参考にし、中小ベンチャー企業をはじめとした企業において適切に営業秘密の管理がされるよう、専門家による無料相談を含む個別支援を行う必要がある。
42	企業のコア人材の国内雇用環境の整備	高度な技術を有する企業のコア人材が、ものづくりの指導者として後進の若手人材を育成することができるよう、定年退職後に国内で一層活躍できる環境の整備を行う。 (短期)	経済産業省	OB人材を活用し、ものづくり現場の指導者を養成する取組に対して、補助事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、同様の事業を実施することを検討。				OB人材を活用したものづくり現場の指導者を養成する取組を実施する、大学や自治体を含む以下の8団体にし、補助事業を実施した。 -北海道機械工業会 -山形大学 -上尾商工会議所 -各務原商工会議所 -野洲市役所 -大阪工業大学 -東予産業創造センター -広島工業大学	・2012年度予算で4月を目途に補助対象事業者を公募する。 ・2011年度実施中の事業の成果を調査し、2012年度以降の事業に反映させる。	○	OB人材を活用し、ものづくり現場の指導者を養成する取組に対する補助事業の実施状況を踏まえ、同様の事業を実施する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
43	中小企業のグローバル展開支援の強化	中小企業の知的財産を活用したグローバル展開を支援する上で、事業内容に応じて進出国での最適な知財保護ができるような権利の取得・管理・活用が必要となる。このため、グローバル展開に必要な知財関連情報を集積したデータベースを構築する。また、このような高度な知財マネジメントに精通する「海外知財プロデューサー」による支援を行うとともに、外国出願、翻訳、海外調査、侵害に係る支援を強化する。(短期)	経済産業省	・Web上にグローバル展開に必要な知財関連情報を集積したデータベースを開設。 ・海外知財プロデューサーの派遣を通じた支援を開始。 ・外国出願支援(補助事業)の拡充を図り、更なる措置について検討。				2012年度にグローバル展開に必要な知財関連情報を集積したデータベースを開設することを目指し、その具体的内容について整理した。 ・独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において海外知財プロデューサーを6人採用し、知財面からの企業への海外展開支援を実施した。 ・外国出願支援(補助事業)の予算額につき、地方公共団体からの要望額を踏まえて大幅な増額を行った(2011年度0.8億円→2012年度1.5億円)。	・更に検討を進め、2012年度にWeb上にデータベースを開設する。 ・引き続き海外知財プロデューサーによる企業支援を実施する。 ・外国出願支援事業の拡充について、自治体からの要望を踏まえ引き続き検討を行う。	○	・2012年度中にはグローバル展開に必要な知財関連情報を集積したデータベースを開設する必要がある。 ・海外進出の検討を行っている中小企業のニーズを踏まえた上で、必要に応じて、海外知財プロデューサーの派遣拡大を検討し、実状に即した支援を行う必要がある。 ・中小企業の海外進出の状況を把握する各自自治体からの要望を踏まえ、外国出願支援(補助事業)の拡充を図るとともに、引き続き必要な予算措置を行う必要がある。	
				地方公共団体に対し、外国出願費用助成制度への参画や、外国出願支援への独自の取組が促進されるよう、働きかけを強化。		外国出願支援事業を実施していない地方公共団体に対する働きかけの結果、2011年度は26か所で実施するに至った(2010年度は16か所)。	外国出願支援事業を実施していない地方公共団体に対して働きかけを行う。	○	外国出願支援事業を実施していない地方公共団体に対して働きかけを実施し、中小企業のグローバル展開を支援する必要がある。			
44	総合的な支援体制の整備	ワンストップ相談窓口を中核として、関係府省の中小企業支援策との密接な連携により、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までの総合的な支援体制を整備する。(短期)	経済産業省	知的財産に関する相談をワンストップサービスで提供する「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに開設。			2011年4月から全国47都道府県に知財総合支援窓口を開設し、知財に関するワンストップサービスを提供した。	—	○	—		
				「知財総合支援窓口」を中核として、中小企業支援策と密接に連携しつ、総合的な支援体制を整備。		・金融庁と連携し、全国の金融機関に対して知財総合支援窓口のパンフレットを約21万部配布した。また、窓口においては、商工会・商工会議所及び独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を始めとする、中小企業支援機関との定期的な意見交換を行い、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までの一貫した支援を実施した。(相談件数100,910件(3月末)) ・知財総合支援窓口で知財の実務経験者を配置して支援を実施した。また、必要に応じて弁理士や弁護士をチームで派遣し、協働して支援を実施した。	関係府省及び中小企業支援機関と連携し、更なる支援体制の充実を図る。	○	「知財総合支援窓口」を中核として、関係府省の中小企業支援策や弁理士や弁護士を含む専門家と密接に連携し相談体制を充実させる。			
			農林水産省	ワンストップ機能を実行できるよう地方農政局の「知的財産総合相談窓口」の職員向けの研修を実施し、支援体制を整備。			2011年9月1日、組織再編に伴い、地方農政局及び北海道農政事務所に知的財産担当者配置し、2011年10月31日～11月2日に担当者を対象とした研修を実施した。	担当者への研修の充実(2012年5月実施予定)について検討する。	○	ワンストップ機能を実行できるよう地方農政局の「知的財産総合相談窓口」の職員向けの研修を実施し、関係機関と連携する。		
45	ワンストップ相談窓口への人材の配置	事業化を見据えた知的財産戦略の構築を支援する知財マネジメント人材をワンストップ相談窓口へ配置するとともに、弁理士知財ネット及び日本弁理士会を含む関係支援組織から窓口へ派遣される専門家からなるチームを活用して、中小企業の事業化を支援する。(短期)	経済産業省	・企業や支援機関での知財の実務経験者を「知財総合支援窓口」に配置。 ・また、弁理士や弁護士を含む専門家を活用して多岐に渡る相談内容に対応すべく複数人のチーム派遣による支援を実施。			・知財総合支援窓口で知財の実務経験者である窓口支援担当者を130人配置して支援を実施した。 ・また、必要に応じて弁理士や弁護士の専門家をチーム派遣し、協働して支援を実施した。	窓口支援担当者による支援及び専門家による支援を実施する。	○	造詣の深い知財の実務担当者や「知財総合支援窓口」に配置するとともに、弁理士や弁護士を含む専門家と連携した支援を実施し、サービスの向上を図る。		
46	新たな出願支援策の創設	特許出願に不慣れな中小企業のために、弁理士費用の予見可能性を高める新たな出願支援策(「知財コンダクター(仮称)」)を創設し、実施するとともに、引き続き、中小企業の支援の充実に向けて検討を行う。(短期)	経済産業省	特許出願に不慣れな中小企業に対して、「知財総合支援窓口」において中小企業が弁理士へ出願手続を依頼する際の標準的な価格の提示に向けた取組を創設し、試行を実施。	「知財総合支援窓口」における支援実績を踏まえ、中小企業が弁理士へ出願手続を依頼する際の標準的な価格の提示に向けた取組を実施。			知財総合支援窓口において、弁理士への出願手続を依頼する際の標準的な価格の提示に向けた取組を実施した。	知財総合支援窓口において蓄積された費用データを取りまとめ、中小企業が弁理士へ出願手続を依頼する際の標準的な価格の提示に向けた取組を全国展開する。	○	中小企業が弁理士へ出願手続を依頼する際の標準的な価格の提示に向けた取組がチームの全国的な展開が必要である。	
				・中小企業の支援の充実に向けて検討を行い、結論を得る。		中小企業への知財支援の充実に向けて検討を行った結果、中小企業の事業展開に絡めた戦略的なデザイン(意匠)活用への支援を拡充するため、2012年度以降、戦略的な意匠活用の支援を行っている。		○	中小企業の事業展開を踏まえた戦略的なデザイン(意匠)活用への具体的な支援策を実施する必要がある。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
47	特許関係料金の減免制度の拡充	特許関係料金の減免制度について、ユーザーのニーズに最大限応えるよう、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しを行い、制度の運用を開始する。(短期)	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。					・第177回国会において成立した改正特許法の施行に向け、その施行に伴う政令及び省令の整備を行い、政令は2011年12月2日、省令は2011年12月28日にそれぞれ公布された。 ・2012年4月1日の改正特許法施行に向け、改正後の制度の周知を進めるとともに、新制度への移行をスムーズに行うべく体制を整えた。	改正特許法に基づき、改正後の減免制度の運用を開始するとともに、新制度の周知を徹底する。	○	新制度の周知を徹底することが必要である。
48	公共図書館における知的財産関連情報の提供	ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、必要に応じワンストップ相談窓口の協力も得つつ、地域の中小企業における知的財産の活用にも資する情報提供を行う取組を奨励する。(短期)	文部科学省	経済産業省と連携し、ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、必要に応じワンストップ相談窓口の協力も得つつ、地域の中小企業における知的財産の活用にも資する情報提供を行う取組を奨励。					ビジネス支援図書館協議会主催の交流会も活用、経済産業省と連携しながら、ビジネス支援図書館が知的財産の活用にも資する情報提供を行う取組を奨励した。	各地の公共図書館の取組を奨励する。	○	・地域の中小企業における知的財産の活用にも資する情報提供を行う取組を推進するための具体的な施策が必要である。 ・また、連携に関する成功事例を全国的に展開し、各地の公共図書館のノウハウ獲得を促進する必要がある。
			経済産業省	文部科学省と連携し、ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館が、地域の中小企業における知的財産の活用にも資する情報提供を行う取組に必要な協力を実施。					・ビジネス支援図書館協議会主催の交流会において知財総合支援窓口をPRし、連携した支援の取組について説明した。 ・また、ビジネス支援図書館からの要請に応じて知財総合支援窓口のパンフレットを交付し、知財活用・支援に係る情報提供を実施した。	ビジネス支援図書館からの要請に応じて知財活用・支援に係る情報提供を実施する。	○	・ビジネス支援図書館を含む各地の公共図書館のニーズを踏まえ、必要に応じ、ワンストップ相談窓口との連携を推進するための具体的な施策を講ずる必要がある。 ・また、公共図書館との連携に関する成功事例を全国的に展開し、各地の公共図書館のノウハウ獲得を促進する必要がある。
49	大学知財本部・TLOの在るべき姿とその評価指標の検討	2011年度中に、大学知財本部・TLOの在るべき姿を検討し、産学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標を策定し、試行的に評価する。大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について結論を得る。(短期)	文部科学省	両省が連携し、大学知財本部・TLOの在るべき姿を検討し、産学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標を策定し、試行的に評価。	両省が連携し、大学知財本部・TLOの在るべき姿を検討し、産学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標を策定し、その再編・強化について結論を得る。				両省が連携し、大学知財本部・TLOの在るべき姿を検討し、有識者の意見を伺って、試行に用いる産学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標を、「インプットアウトプットアウトカム」を基本構成として策定した。23の大学及びTLOについて試行的に評価を実施している。	引き続き、両省が連携し、大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について結論を得る。	○	両省が連携し、産学連携に関する指標を試行的に評価するとともに、大学知財本部・TLOの在るべき姿に向けた検討を深め、評価の結果も踏まえて、その再編・強化について結論を得るとともに、定着に向けて、評価指標の位置付けを明確にする必要がある。
			経済産業省									
50	大学の外国出願支援の強化	大学側のニーズを踏まえ拡充を図るとともに、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図ることで、大学の外国出願に対する支援を強化する。(短期)	文部科学省	大学の外国特許出願に対し、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図るとともに、特許群形成を促進し、事業化を見据えた戦略的な支援を実施。					大学の外国特許出願に対し、市場性を考慮し、事業化を見据えて戦略的に支援対象を選別するとともに、特許の質の向上を図った。	選別した支援対象のうち、日本の国際知財戦略として特に重要なテーマについて、核となる優れた発明と必要周辺発明を権利化することにより、戦略的な特許群形成を促進する。	○	大学の外国特許出願に対し、事業化を見据えた戦略的な支援対象の選別や特許の質の向上を図るとともに、重要なテーマについては特許群形成を促進し、事業化を見据えた戦略的な支援を実施する必要がある。
再掲	大学における普及啓発	産学共同研究における、学生をはじめとした特許法の職務発明規定の対象とならない者の発明の取扱いや営業秘密の管理について、契約で明確化する必要性に関して普及啓発を行う。(短期)	文部科学省									
			経済産業省									

40に記載

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
51	日本版バイドール制度の事前承認の周知徹底	大学や委託研究の受託機関に対して、2009年に改正された日本版バイドール制度の特許権移転に対する事前承認制について、現場での円滑な運用が進むよう一層の周知徹底を図る。(短期)	経済産業省 文部科学省 警察庁 総務省 農林水産省 国土交通省 環境省 防衛省	委託先のニーズを踏まえて既存資料を基により分かりやすい資料を整え、大学や委託先に周知徹底。				2015～2019年度	・日本版バイドール制度を所管する経済産業省が大学、独立行政法人及び企業へ研究開発を委託する関連府省の担当部門に対し、委託先のニーズを踏まえた分かりやすいガイドラインを作成し、説明・資料配布を行った。 ・関連府省はそれを踏まえ、それぞれが所管する独立行政法人及び国費での研究開発を受託する企業などに対し、特許権移転に対する事前承認制について説明を実施した。 ・説明を受けた独立行政法人では、国費での研究開発を受託する企業などに対し、委託契約を行う際に周知徹底を行った。	-	○	2011年度の取組を踏まえて、日本版バイドール制度の特許権移転に対する事前承認制について周知を図るとともに、委託契約上の課題について、研究開発を受託する企業や大学を含めた関連機関が抱える現状の問題点を把握する必要がある。
52	大学の研究における知財マネジメントの推進	知的財産を含む高度な専門知識を持つリサーチ・アドミニストレーターを大学に定着させるシステムの整備を進め、大学の研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期)	文部科学省	研修教育プログラムの策定を含め、リサーチ・アドミニストレーターを大学に定着させるためのシステムの整備を進め、大学の研究の初期段階から知財マネジメントを含めた大学の研究マネジメント力を強化。				スキル標準の作成、研修・教育プログラムの作成及びリサーチ・アドミニストレーターの配置支援を行い、リサーチ・アドミニストレーターを大学に定着させるためのシステムを整備する事業を開始した。(実施拠点は5拠点(東京大学、東京農工大学、京都大学、名古屋大学及び金沢大学)。配置人数は約50人。)	スキル標準の作成、研修・教育プログラムの作成の各事業について引き続き実施するとともに、配置支援機関を拡充し、より多様な取組を支援する。	○	2011年度に実行した事業の課題を大学からヒアリングし、基礎資料としてまとめ、今後の事業にいかしていくべきである。	
53	産学共同研究における知財マネジメントの推進	知財プロデューサーの派遣拡大により、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化する。(短期)	経済産業省	知財プロデューサーの派遣数を増加させ、知的財産の活用を見据えた戦略の策定を支援し、産学共同研究の初期段階から知財マネジメントを強化。				独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において、知財プロデューサーの派遣先を、2010年度試行派遣時の8か所の研究開発コンソーシアム・大学から18か所に拡大し、知的財産の活用を見据えた戦略の策定を支援することにより、研究の初期段階から知財マネジメントを強化した。	引き続き、知財プロデューサーの派遣を通じた研究開発コンソーシアム・大学への支援を実施する。	○	引き続き、研究開発コンソーシアム・大学のニーズを踏まえ、必要に応じ、知財プロデューサーの派遣拡大を検討するとともに、派遣したプロデューサーから研究開発コンソーシアム・大学における知財マネジメントの課題を抽出し、今後の派遣事業にいかす必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
54	有望シーズの苗床を涵養する多段階選抜方式のSBIRの推進	先端的なベンチャーを育成し、科学技術の成果を事業化につなげる仕組みとして、SBIR(Small Business Innovation Research)における多段階選抜方式の導入を推進する。各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。(短期)	内閣府	既に先導的に実施されている参考事例を踏まえつつ、SBIRにおける多段階選抜方式の更なる導入について検討。	・SBIRにおける多段階選抜方式の導入を推進。各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標の設定について検討。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期科学技術基本計画(2011年8月19日閣議決定)で、国は、先端的な科学技術の成果を事業化につなげるための仕組みとして、SBIRを推進するため、「各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する」との決定を行った。</li> <li>・平成23年度中小企業等に対する特定補助金等の交付の方針(2011年6月28日閣議決定)で、「各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について多段階選抜方式の導入目標の設定の検討に向けて、国は、同方式の導入目標を設定するためのガイドラインの策定を開始することを決定した。」</li> <li>・各府省の多段階選抜方式導入の推進を目的として、中小企業庁が、同方式の導入を試行する「中小企業技術革新挑戦支援事業」を、2012年度当初予算として要求した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期科学技術基本計画の下で、中小企業技術革新制度連絡会議を活用して、多段階選抜方式の導入目標を設定するためのガイドラインの策定に向け、各府省が連携して取組の進め方について検討する。</li> <li>・中小企業庁は「中小企業技術革新挑戦支援事業」の執行に当たり、本事業と連携可能な事業を所管する各府省と検討を進める。</li> </ul>	○	SBIRにおける多段階選抜方式の導入を推進するに当たり、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することに関する検討課題を明確にする必要がある。
			経済産業省								○	
			総務省								○	
			文部科学省								○	
			厚生労働省								○	
			農林水産省								○	
			国土交通省								○	
			環境省								○	
			警察庁								○	
防衛省	○											
55	大学及び公的研究機関の優れた研究成果を迅速に社会還元する仕組みの構築	大学及び公的研究機関の研究について、社会のニーズに即して、研究段階から事業化段階に至るまで一貫して支援することにより、研究成果の価値を高め、事業化への投資を促進する仕組みを構築する。(短期)	文部科学省	事業化を促進するため、金融機関に対して、大学及び公的研究機関の研究開発成果や事業化計画を提示して投資につなげる産学官金連携の仕組みについて検討。	検討を踏まえ、産学官金連携の仕組みを本格的に実施、活用し、多様な民間投資を誘引し、大学及び公的研究機関の研究成果の迅速かつ効果的な実用化を促進。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人科学技術振興機構(JST)が2010年8月に協力協定を締結した株式会社産学革新機構との連携を踏まえ、研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)を中心に、支援課題の事業化促進に向けた体制を構築した。</li> <li>・また、2011年8月には新たに政府系金融機関である日本政策金融公庫と業務連携・協力の覚書を締結し、複数の金融機関との連携により大学及び公的研究機関の研究開発成果を投資・融資の双方につなげていく仕組みを構築した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011年度までに連携・協定を締結した金融機関との具体的な取組を強化、オールジャパン体制で産学官金連携の仕組みを構築し、大学の研究成果の迅速かつ効果的な事業化を推進する。</li> </ul>	○	産学官金連携の仕組みを本格的に実施・活用し、多様な民間投資を誘引し、大学及び公的研究機関の研究成果の迅速かつ効果的な実用化を促進させることで、模範となる成功事例を創出する。
56	知財ファンドを通じて知的財産の活用を図る仕組みの構築	大学及び公的研究機関の特許をパッケージ化し、公的投資機関の知財ファンドを通じて知的財産を活用する仕組みを構築する。(短期)	文部科学省	大学及び公的研究機関の特許のパッケージ化による価値向上を図るとともに、公的投資機関との連携により知財ファンドの機能を活用する仕組みを構築し、大学及び公的研究機関が保有する未利用特許の事業活用を加速。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学及び公的研究機関が有するライセンス可能な特許を収集し、企業のニーズを踏まえつつ、公的投資機関との連携によりテーマ別に分類した特許マップ・特許群情報を100件程度作成した。</li> <li>・また、必要に応じて、追加データ取得、関連発明創出のための費用の支援を実施し、未利用特許の事業活用を促進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き大学及び公的研究機関の特許のパッケージ化による価値向上を図る。</li> <li>・また、投資機関と協働し、支援した技術テーマについて、企業へ効果的に紹介することにより、大学及び公的研究機関などが保有する未利用特許の事業活用を加速させる。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学及び公的研究機関が保有する未利用特許の事業活用を加速させ、ライフサイエンス分野に続く成功事例の創出に努める。そのためには、先進事例の分析と課題の分析が必要である。</li> </ul>	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
57	産学官の研究開発活動における知的財産の有効活用に向けた仕組みの整備	大学が産業界のニーズを把握しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラットフォーム)について、その研究開発活動から得られる知的財産を産業界が有効活用できる仕組みを整備する。(短期)	文部科学省		産学の対話を通じて「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する研究成果展開事業(産学共創基礎基礎研究プログラム)において、産学コンソーシアム型の基礎研究における知的財産の取扱いに関し調査を実施し基本的な考え方を示した上で、当該知的財産が有効活用できる仕組みを整備。				・研究開発コンソーシアムにおける知的財産の活用に関する各種調査研究報告を踏まえ、「産学共創の場」から生まれた成果について、参加企業が有効活用できる仕組みの検討を開始した。 ・2011年10月に、「産学共創の場」として、技術テーマ「ヘテロ構造制御」について産学関係者が意見交換を行う場を設けた。	2011年度から開始した検討を踏まえ、「産学共創の場」の成果について、参加する企業が有効活用できる仕組みを整備する。	○	「産学共創の場」から生まれた成果について、参加企業の間で使用の問題点を明らかにし、有効活用に向けた仕組みを早急に整備する必要がある。
58	知財人財育成プランの確立	グローバル・ネットワーク時代において、各種知財人財が、必要な知識・技術・技能を身に付けて実践するための知財人財育成プランを確立し、実施に着手する。(短期)	内閣官房	各種知財人財の現状を把握しつつ、グローバル・ネットワーク時代に対応した総合的な知財人財育成プランを確立し、可能な施策について実施に着手。	確立した知財人財育成プランの本格的な実施。				・2011年8月、内閣官房が事務局となって、知的財産戦略本部知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会の下に「知財人財育成プラン検討ワーキンググループ」を設置し、「知財人財育成プラン」についての議論を、関係府省の協力の下で推進した。 ・内閣官房が事務局となって、知的財産戦略本部知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会において、「知財人財育成プラン」に沿った知財人財育成策について、関係府省の協力を得て検討を推進した。	知的財産推進計画の下で、「知財人財育成プラン」に沿った知財人財育成策を進める。	○	知財をめぐる10年後の将来像を見据えた上で、5年先を目標に所望の環境整備が図られるように、今後の知的財産推進計画策定の議論を推進する必要がある。
			内閣府							○	知財推進計画に基づき、知財人財育成策を実施する必要がある。	
			総務省							○		
			法務省							○		
			文部科学省							○		
			厚生労働省							○		
			農林水産省							○		
			経済産業省							○		
			国土交通省							○		
			環境省							○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
59	知財マネジメント人財育成の強化	産業界の協力を得て、技術経営専門職大学院をはじめとする高等教育機関における国際標準化を含む知財マネジメントに関する教育内容の充実を促進する。また、産業界を含め、知財マネジメント人財を充実させるために知財研修やマネジメント層への啓発を強化する。 (短期)	文部科学省	高等教育機関における国際標準化を含む知財マネジメントに関する教育への理解の増進を図るため、大学及び大学又は関係団体が実施する協議会への指導助言・情報提供を実施。					・大学関係者や関係団体に対して知財マネジメントに関する教育に係る情報提供を行った。 ・情報提供は関係者との面談又は電話連絡により行った。情報提供先は、大学・企業などで構成される協議会(3団体)及び職能団体(1団体)である。 ・これらの関係者が主催する会議に参加して、意見交換を実施した。	知的財産推進計画2011の実現に向け、関係者における理解と取組への気運を一層高めるため、引き続き、必要な指導助言や意見交換を行う。	○	大学関係者や関係団体との意見交換を通じて現場のニーズを把握し、効果的な指導助言・情報提供を行う必要がある。
			経済産業省	知財マネジメントに関する産業界のニーズをMOT協議会を通じて、技術経営専門職大学院の教育内容に生かせるように啓発を実施。					知財マネジメントに関する産業界のニーズ把握のためのアンケート調査を実施した。	アンケート調査で得られた知財マネジメントに対する産業界のニーズを、技術経営系専門職大学院協議会(MOT協議会)を通じ、技術経営系専門職大学院の教育内容にいかせるよう啓発を実施する。	○	アンケート調査で得られた知財マネジメントに対する産業界のニーズを、MOT協議会を通じ、技術経営系専門職大学院の教育内容に生かせるよう啓発を実施していくことが必要である。
				・知的財産人財育成推進協議会や当該協議会への参画機関をはじめとする知財人財育成関係機関に対し、知財マネジメント研修をはじめとする知財マネジメント人財育成の強化に向けた取組を促進。 ・知財マネジメント人財を充実させるために、特許庁幹部と企業マネジメント層との意見交換による啓発を強化。					・知的財産人財育成推進協議会が実施する知的財産人財育成に関するオープンセミナーの企画・立案を支援した。 ・特許庁長官と企業マネジメント層との懇談を行い、知財マネジメントに関する啓発を行った。	・知的財産人財育成推進協議会に対し、国際標準や知財マネジメントに関するセミナーの定期的な開催並びに参加者及びテーマの充実を促す。 ・特許庁長官と企業マネジメント層との懇談を行い、知財マネジメントに関する啓発を行っていく。	○	知財マネジメントについてのセミナーやシンポジウムを定期的に開催するとともに、企業マネジメント層にも働きかけを行うことにより、産業界に対し、知財マネジメントの経営上の重要性について促す必要がある。
60	知財教育を実施している大学の連携強化	知財マネジメント人財やグローバル知財人財を育成するため、産業界の協力を得て、知財専門職大学院をはじめとする知財教育を実施している大学間の連携を促進する。これにより、人財交流、知財マネジメントに関する教育内容の充実、第三者評価の在り方の検討を通じた教育水準の向上を促進する。 (短期)	文部科学省	知財マネジメント人財やグローバル知財人財育成のための大学間連携を強化して、人財交流、教育内容の充実、教育水準の向上への理解の増進を図るため、大学及び大学又は関係団体が実施する協議会への指導助言・情報提供を実施。					・大学関係者や関係団体に対して知財マネジメントに関する教育に係る情報提供を行った。 ・情報提供は関係者との面談又は電話連絡により行った。情報提供先は、大学・企業などで構成される協議会(3団体)及び職能団体(1団体)である。 ・これらの関係者が主催する会議に参加して、意見交換を実施した。	知的財産推進計画2011の実現に向け、関係者における理解と取組への気運を一層高めるため、引き続き、必要な指導助言や意見交換を行う。	○	大学関係者や関係団体との意見交換を通じて現場のニーズを把握し、効果的な指導助言・情報提供を行う必要がある。
			経済産業省	知財専門職大学院をはじめとする知財教育を実施している大学の自主的な連携を促すとともに、連携に必要な支援を実施。					・知財専門職大学院をはじめとする知財教育を実施している大学間の連携を促進するため、知的財産教育研究・専門職大学院協議会を設立した。 ・知的財産系専門職大学院認証評価検討委員会において、知財専門職大学院の第三者評価の在り方について検討した。	・左記協議会において、大学が連携した知財人財育成の在り方に関する検討に貢献すべく、知財人財育成の動向や、社会に求められている知財人財像に関する情報提供を行っていく。	○	知的財産教育研究・専門職大学院協議会を中心として、知財人財育成に係る課題の認識や必要な情報提供を行う必要がある。
61	知財関連人財育成機関間の国際的な連携強化	独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)と諸外国の知財関連人財育成機関(知的財産に関する国際機関を含む)との間の連携を強化し、これらの人財育成能力の相互向上を図る。 (短期)	経済産業省	世界知的所有権機関(WIPO)、アジア太平洋経済協力(APEC)とも連携して、諸外国の人財育成機関との間で、情報交換及び相互協力を推進し、人財育成能力を向上。					・第3回日韓人財育成機関間連携会(2011年5月)、第5回日中人財育成機関間連携会(2011年10月)を開催し、情報交換及び相互協力について議論を行った。 ・中国及び韓国の人財育成機関との具体的な相互協力として、日本で、中国専利審査指南セミナー(2011年9月)及び韓国語特許文庫の効果的なサーチ手法に関するセミナー(2011年11月)をそれぞれ実施した。 ・第2回日中韓人財育成機関長委員会(2011年11月)を日本で開催し、今後各機関が協力を行う際の原則を定めた。 ・第5回世界知的所有権機関(WIPO)知的財産研修所長シンポジウム(2011年8月)の中で、今後の人財育成協力のプロジェクトについて議論を行い、また、諸外国の人財育成機関の情報を収集した。	・2012年度中に、第4回日韓人財育成機関間連携会及び第6回日中人財育成機関間連携会を日本で開催する。 ・中国及び韓国の人財育成機関との具体的な相互協力として、中国で日本改正特許法に関するセミナー(2012年9月)、韓国でセミナー(内容検討中、2012年秋)をそれぞれ実施する。 ・第3回日中韓人財育成機関長委員会(2012年9月)を中国で開催する。 ・第6回世界知的所有権機関(WIPO)知的財産研修所長シンポジウム(2012年夏ごろ)を日本で開催する。	○	世界知的所有権機関(WIPO)、アジア太平洋経済協力(APEC)との連携の結果も踏まえ、人財育成に関する情報を有効活用し、人財育成に関する能力の向上を図る必要がある。
62	研究開発コンソーシアムにおける知財マネジメントに関する研修の強化	研究開発コンソーシアムにおいて知的財産戦略を踏まえた事業戦略の策定を支援する能力向上のための研修を実施する。 (短期)	経済産業省	知財人財育成関係機関と協力し、知財プロデューサーの能力向上のための研修を実施。					独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において、知財プロデューサーの能力向上のための研修を3回実施した。	引き続き、知財プロデューサーの能力向上のための研修を実施する。	○	知財人財育成関係機関と協力し、知財プロデューサーの能力向上のための研修を実施していく必要がある。
63	グローバル・ネットワーク時代に対応した弁理士の育成	弁理士のグローバルな活躍を推進するため、弁理士法の見直しを視野に入れて、弁理士業務の現状を検証・評価し、必要な措置を講ずる。 (短期・中期)	経済産業省	国内企業の海外展開を支える人財としての弁理士の在り方について、日本弁理士会とともに検討を実施。	弁理士制度を検証・評価するための調査・研究を行い、この結果を踏まえ、審議会での検討及び弁理士法の改正を含めた必要な措置を実施。				・2012年度の調査研究に向けて弁理士制度の課題について洗い出しを行った。 ・調査研究の実施に向け、日本弁理士会との間で検討を継続した。	2012年度に弁理士制度を検証・評価するための調査研究を実施する。2013年度以降、調査研究の結果を踏まえて必要な措置を実施する。	○	弁理士制度を検証・評価するための調査・研究を分析し、現行の弁理士法や業務における課題を抽出し、弁理士法の改正を含めた必要な措置を実施する必要がある。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
64	弁理士の知財マネジメント能力の向上	弁理士法で規定されている継続研修制度の活用を含め、弁理士に対し、国際標準化を含む知財マネジメント能力を強化する取組を推進する。(短期)	経済産業省	継続研修において国際標準化を含む知財マネジメントに関する科目を設定するための検討を日本弁理士会と協力して実施。	継続研修において国際標準化を含む知財マネジメントに関する科目を設定するとともに、弁理士に対する受講を促進。				・継続研修において国際標準化を含む知財マネジメントに関する科目を設定するための検討を実施し、2012年度の研修計画に科目を盛り込むこととした。 ・併せて、知的財産人材育成推進協議会が実施する知的財産人材育成に関するオープンセミナーの企画・立案を支援した。	・日本弁理士会において国際標準化を含む知財マネジメントに関する研修を実施するとともに、弁理士に対する受講を促進する。 ・知的財産人材育成推進協議会に対し、国際標準や知的財産マネジメントに関するセミナーの定期的な開催、参加者及びテーマの充実を促す。	○	知的財産人材育成推進協議会における国際標準や知的財産マネジメントに関するセミナーの企画・立案を、引き続き支援する必要がある。
65	中小企業診断士の研修の推進	知的財産戦略を活用した中小企業の経営支援のため、中小企業診断士を対象とした、知財マネジメントに関する研修を推進する。(短期)	経済産業省	中小企業診断士を対象とした理論政策更新研修の場において、知財マネジメントに関する研修を実施。					2011年度の理論政策更新研修において、知的財産に係る研修を実施した。	必要に応じて、受講者ニーズを踏まえた知的財産関連の研修を実施する。	○	中小企業のニーズを踏まえ、知財マネジメントに関する研修を効果的に実施することが必要である。
66	国際的な特許審査協力の推進に向けた審査官の研修強化	英語による国際的な予備審査、外国語特許文獻調査への対応、国際協議を進めるため、審査官の研修を強化する。(短期)	経済産業省	五大特許庁の研修相互参加プロジェクトを通じた外国の特許制度の研修、外国文獻調査のために必要なサーチツール及びサーチ手法に関する研修をはじめとした国際的な特許審査協力の推進に向けた研修を実施。					・欧州特許庁(EPO)、米国、中国及び韓国が開放する各研修に日本特許庁審査官を派遣した。 ・日本特許庁が開放する「検索エキスパート研修」及び「応用能力研修2」につき、EPO、中国及び韓国からの審査官を受け入れた。 ・「サーチ実務研修」(外国文獻調査のために必要なサーチツール及びサーチ手法を含む。)を実施した。	・2012年度に他庁が開放する研修に日本特許庁審査官を派遣する。 ・日本特許庁が開放する研修に他庁から派遣される審査官を受け入れる。	○	引き続き、他庁が開放する研修に日本特許庁審査官を派遣するとともに、日本特許庁が開放する研修に他庁から派遣される審査官を受け入れることで、国際的な特許審査協力の推進に向けた研修を実施する必要がある。
67	知財マネジメント人財を軸とした専門人財によるネットワークの構築	産業競争力の強化に向けて、知的財産戦略の策定を支援する知財マネジメント人財を軸に、紛争解決や海外制度を含む専門人財間の連携を強化するネットワークを構築する。(短期)	経済産業省	日本弁理士会と協力して、知財プロデューサーを軸とした専門人財間連携の強化策を検討し、ネットワークを構築する。					知財プロデューサーや日本弁理士会を含め、専門人財間の連携の強化について検討した。	専門人財間の連携の強化について検討する。	○	日本弁理士会と協力して、知財プロデューサーを軸とした専門人財間連携に関する具体策を検討し、ネットワーク強化を図る必要がある。
68	知財教材の一層の充実	各分野における知財人材育成に活用するために、インターネット上で利用可能な知財教材をより一層充実させる。(短期)	経済産業省	・産業財産権テキストをインターネットを通じて公開することをはじめ、教材媒体の多様化を図り、効率的な提供を実施。 ・インターネットにおける学習教材「IP・eラーニング」の一層の充実を図るとともに、システムの利用率を向上。					・産業財産権テキストについて、インターネットによる公開のための著作権の許諾を進めた。副読本「アイデアかそう未来へ」については、2011年度末までに独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)のHPに掲載し、インターネットによる公開を行う予定である。 ・「IP・eラーニング」の充実を図るため、「特許法等の一部を改正する法律」について(平成23年度特許法等改正説明会)を作成し、2011年度にリリースした。また、既存教材「特許審査実務の概要」の改訂を行った。 ・現行システムは改定時期にあり、例えば、アクセスしやすいトップ画面やユーザーに応じた学習ガイダンスを備えた、利用率を向上させた次期システムの設計を行っている。	・他の産業財産権テキストについて、順次著作権の許諾を行い、インターネットによる公開を進める。 ・「IP・eラーニング」について、新規教材の作成及び既存教材の改訂を引き続き行う。また、新たな形式の学習教材を作成することでコンテンツの充実を図る。 ・2012年度に稼働される次期「IP・eラーニングシステム」において、視聴者アンケートや関係各機関からの要望を反映してシステムの利用率を向上させる。	○	インターネットによる公開を含めた教材媒体の多様化を図り、効率的な提供を実施するとともに加え、インターネットにおける学習教材「IP・eラーニング」の一層の充実を図り、システムの利用率を向上させる必要がある。



項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
69	小中高生の知的財産に対する理解と関心を高める取組	小中高生に対して、創造性をはぐくみ発明に対する理解と関心を高めるため、学校教育をはじめとする取組を行う。また、知財教育を行っている団体間の連携・協力を促進することで、教育効果を高める。(短期)	文部科学省	創造性や知的財産権に関する内容が記載された新しい学習指導要領の実施スケジュールに基づいた着実な実施のため、小・中・高等学校の指導主事連絡協議会において新しい学習指導要領の趣旨について周知。					新しい学習指導要領の円滑かつ確実な実施のため、都道府県・指定都市教育委員会の指導主事を主な対象とした説明会を2011年7月に、協議会を2011年11月に、それぞれ実施した。	新しい学習指導要領の円滑かつ確実な実施のため、都道府県・指定都市教育委員会の指導主事を対象とした協議会などを実施する。	○	創造性や知的財産権に関する内容が記載された新しい学習指導要領の実施スケジュールに基づいた着実な実施のため、小・中・高等学校の指導主事連絡協議会において新しい学習指導要領の趣旨について周知する必要がある。
				・小中高生に対する創造性を高める公募型支援事業の中で、科学技術の産業応用につながる創意の高揚についての取組も支援対象とする旨を公募要領に明記するとともに、必要に応じて応募者に知財関係の団体の紹介を実施。 ・経済産業省と連携しつつ、知的財産に関する資料・情報提供の協力を実施。	小中高生に対する創造性を高める公募型支援事業において、科学技術の産業応用につながる創意の高揚についての取組を支援。	2012年度サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト(講座型学習活動支援)募集要項において、「知的財産に対する理解と関心の向上、科学技術の産業応用につながる創意の高揚の内容を含む講座」を支援対象であることを明記するとともに、連携先として知的財産に関係する団体を紹介した。	引き続き、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト(講座型学習活動支援)の募集要項で科学技術の産業応用につながる創意の高揚についての取組も支援対象とすることを明記するとともに、必要に応じて知的財産関係の団体の紹介を行う。	○	引き続き、小中高生に対する創造性を高める公募型支援事業において、科学技術の産業応用につながる創意の高揚についての取組を支援する必要がある。			
			経済産業省	・文部科学省と連携しつつ、知的財産に関する教育・啓発について資料・情報提供の協力、事業の周知を実施。 ・発明に対する理解と関心を高めるために、知的財産に関する創造力・実践力の開発を推進する事業を実施。 ・知財人財育成関係機関に対し、国民の知的財産に関する意識を高めるための効果的な教育に向けた取組を促進。		・文部科学省が独立行政法人科学技術振興機構(JST)を通じて実施するサイエンス・パートナーシップ・プロジェクトを日本弁理士会及び知的財産の教育・啓発に興味を有する学校・指導者に周知した。 ・独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)を通じ、77の高等学校及び高等専門学校を対象に、知的財産を踏まえて創造力・実践力を向上させる取組を支援した。 ・日本弁理士会から、文部科学省がJSTを通じて実施するサイエンス・パートナーシップ・プロジェクトに対する講師派遣の協力を取り付けた。	・引き続き、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクトの周知を行う。 ・引き続き、高等学校及び高等専門学校を対象に、知的財産を踏まえて創造力・実践力を向上させる取組を支援する。 ・引き続き、日本弁理士会に対し国民の知的財産に関する意識を高める取組を促す。	○	文部科学省と連携しつつ、教員に対する知財教育研修の充実や、学校・地域における知財教育の推進に向けた取組を行う必要がある。			

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
「知財計画2010」からの継続施策												
70	手続書類作成支援ツールの提供(短期)	特許、実用新案、意匠及び商標の出願時の手続を容易に行うことを可能とし、特許の願書や審査請求書、早期審査請求のための書面を一度で作成できる機能も有した手続書面作成支援ツールを開発し、提供する。	経済産業省	2010年度に開発し提供を開始した。電子出願用出願関連書類作成支援ツール「かんたん願書作成」を引き続き提供しつつ、法令改正に応じ必要な修正を実施。					・電子出願用出願関連書類作成支援ツール「かんたん願書作成」を引き続き提供した。 ・なお、提供している出願書類に影響を及ぼす法令改正が無かったため、修正は要しなかった。	法令改正により提供している出願関連書類に影響が生じる場合には、適宜修正を行う。	○	今後も、利便性向上に関するユーザーニーズなどを踏まえた見直し・改善が必要である
71	地域中小企業のブランド構築支援(短期)	地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いたブランド構築に向け、海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、地域中小企業に対する支援策の強化について検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、複数の中小企業が連携し、それらの企業が製造する商品についてブランド構築しつつ海外展開を図る取組に対し、効率的な支援策の検討を行い、必要な措置を実施。					JAPANブランド育成支援事業において、複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等のプロジェクトを支援することにより、中小企業の海外販路拓の実現を図った。本年度は80件の事業に交付決定を実施した。	JAPANブランド育成支援事業を通じて2012年度も地域中小企業のブランド構築に対する支援を行う。	○	
72	地域の食材を核とした食文化のブランド構築(中期)	地域における食材を核とした食文化のブランドの構築に向けた地域の取組を促進するため、商品開発と併せ、海外への情報発信や知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する。	農林水産省	地域の生産者・飲食業を含めた関係者が連携した食文化のブランド構築の取組を促進するため、新たな商品開発の支援、海外への情報発信や意匠権・商標権の効果的活用を含めたブランド戦略策定支援を実施。					地域における食材を核とした食文化のブランドの構築に向けた地域の取組を促進するため、地域の食材を活用した特徴的な料理などについて、地域団体商標、意匠といった知的財産権の取得を目指す取組を支援した。	2011年度の取組を踏まえ、地域における食材を核とした食文化の活用・創造を支援する。特に女性グループによる伝統料理の見直しの取組を重点化する。	○	地域関係者が連携した食文化のブランド構築の取組を促進するため、ブランド戦略策定支援を実施する必要がある。
73	知的財産戦略の普及啓発(短期)	ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性をベンチャー・中小企業経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。	経済産業省	中小・ベンチャー企業向けの特許庁が実施する各種知財関連支援施策を紹介するパンフレットを新たに作成し、金融機関をはじめとする関係機関に広く配布して周知。					中小・ベンチャー企業向けに特許庁が実施する各種知財関連支援施策を紹介するパンフレットを新たに作成し、金融機関をはじめとする関係機関に広く配布して周知を行った。	引き続き、金融機関をはじめとする関係機関に対して広くパンフレットを配布し、支援策等の普及啓発を行う。	○	金融機関をはじめとする関係機関を通じて、中小・ベンチャー企業に、知的財産戦略の認識を高める必要がある。
74	営業秘密管理の浸透(短期)	営業秘密管理指針を普及させる。	経済産業省	中小企業を含む事業者を対象に、営業秘密管理指針を用いて、営業秘密管理に関する説明会を全国で実施。					10月～12月にかけて全国17か所で中小企業に対して営業秘密管理に関する説明会を実施し、営業秘密管理指針の普及活動を行った。	-	○	説明会を通じ、営業秘密管理の重要性について更なる周知を図る必要がある。
75	技術の意図せざる国外流出の防止(短期)	技術の意図せざる国外流出を未然に防止するため、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、技術提供や輸出を行うベンチャー・中小企業や大学・研究機関に周知するべく普及啓発活動を展開するとともに、それらにおける自主的な輸出管理体制の構築を支援する。	経済産業省	外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、資料を配布するとともに、説明会を全国各地で実施。					・外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、安全保障貿易管理普及啓発用パンフレットをはじめとする資料を約54万部配布するとともに、説明会を全国各地で約80回実施することにより、輸出者への普及啓発を進めた。 ・2012年3月上旬までに予定されていた説明会を確実に実施し、様々なツールを利用して、パンフレット配布を含む普及啓発活動を行った。	引き続き、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、安全保障貿易管理普及啓発用パンフレットを配布するとともに、説明会を全国各地で実施することにより、輸出者への普及啓発を更に進める。	○	とりわけ中小・ベンチャー企業、大学・研究機関に対して、資料配布や全国各地での説明会を通じて普及啓発を進め、技術の意図せざる国外流出の未然の防止を促進する必要がある。
76	ブランド構築と知的財産権の効果的活用(短期)	技術やデザインを活かした新たなブランド構築方法を含めた先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の効果的な活用手法に関する事例集を作成し、ブランド戦略が企業の経営戦略に反映されるよう企業経営層を含めブランド構築・維持に関連する者に対する普及啓発のために活用する。	経済産業省	事例集を活用し、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関係する者への普及啓発活動を実施。					デザインやブランドの戦略的な知財保護に資する事例集を活用し、企業との意見交換、知財関連窓口及びセミナーでの配布を行うことで、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関係する者への普及啓発を行った。	-	○	事例集を活用し、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関係する者への普及啓発活動を実施することが必要である。

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
77	ユーザー参加型の実証実験(短期)	一般のユーザーの参加を得ながら新たなビジネスを創出するため、地域(空間)を特定したユーザー参加型の実証実験をはじめとした取組を進める。	総務省	2010年度に実施した「新ICT利活用サービス創出支援事業」の一部におけるユーザー参加型の実証実験の結果から政策課題を抽出し、今後の施策展開に活用。					ユーザー参加型の実証実験成果(標準技術規格、ガイドライン策定)について、民間において普及・展開を行った。		○	関連省庁がユーザー参加型の実証実験の更なる取組を進めるとともに、結果を今後の施策に有効活用する必要がある。
			経済産業省	新市場創出・普及を促進するため、クラウドコンピューティングや、先進性・独創性のあるサービスモデルを活用した実証事業を一般消費者を対象に提供し、ユーザーニーズの収集、課題の抽出、必要な検討を実施。					クラウドコンピューティングを活用したデータベースを構築し、ユーザー参加型の実証実験を開始した。	-	○	
78	AI(アグリインフォマティクス)システムの開発(短期・中期)	世界に例のない新しい農業の姿を目指し、情報技術を用いて篤農家の技術・ノウハウ(暗黙知)を農業者一般に利用可能な形(形式知)に置き換えるAI(アグリインフォマティクス)システムを、そのシステムが生み出す知的財産の管理手法について検討しつつ、開発する。	農林水産省	各種データの連続計測、蓄積した各種データの解析及びデータマイニング技術の開発並びにプロトタイプシステムの開発及びモデル農家での実証を実施。		農業現場でのシステムの試用・評価を実施。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業・環境情報・生態情報等のデータ計測・可視化のためのシステム改良を実施し、農作業等情報の蓄積を行うとともに、データマイニング手法の基礎的データ解析を実施した。</li> <li>・AIシステムが生み出す知的財産上の諸問題を検討し、取りまとめた報告書を作成した。</li> <li>・AIシステム実証事業(緑と水の環境技術革命プロジェクト事業)に関する2012年度予算を措置した。</li> </ul>	2011年度の取組を踏まえ、データ取得システム、データマイニング手法の改善点の検討を行うとともに、AIシステムのうち、実用化レベルに達した要素技術について、順次実証事業を行い実用化を推進する。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
79	産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築(中期)	大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもって参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究(共創)の場を構築する	経済産業省	<p>文部科学省と連携しつつ、地域において産学官が先端技術の事業化に向けて共同研究を行うための施設(先端イノベーション拠点)を整備。</p> <p>既に整備された拠点におけるポストドクターの活用により、拠点の機能向上及び先端技術に係る人財育成を推進。</p> <p>既に整備された各地の拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出。</p>					<p>産学官が先端技術の実用化に向けて共同研究を行うための施設整備を行う「先端イノベーション拠点整備事業」によるすべての拠点を整備した。</p> <p>既に整備された拠点におけるポストドクターの活用により、先端技術に係る人財育成や研究開発を開始した。</p>	<p>各地に整備した拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出する。</p> <p>整備された拠点におけるポストドクターの活用により、拠点の機能向上及び先端技術に係る人財育成を推進する。</p>	○	各拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出することを期待する。
				<p>文部科学省と連携しつつ、各地の拠点で行われる産学官の共同研究や技術実証、国際標準化に向けたプロジェクトを支援。</p>				一部拠点において、独立行政法人新エネルギー産業技術開発機構(NEDO)を含む国家プロジェクトを活用した研究開発を実施した。	文部科学省と連携しつつ、各地の拠点で行われる産学官の共同研究や技術実証、国際標準化に向けたプロジェクト支援を実施する。	○	文部科学省と連携しつつ、成功事例の創出が望まれる。	
				<p>文部科学省と連携しつつ、「つくばイノベーションアリーナ(TIA)」において、引き続き出口を見据えた研究開発プロジェクトを重点的に実施。</p> <p>産学官拠点として必要なインフラ整備を進めるとともに、産学官の連携により人財育成機能を強化し、人財育成との好循環を形成。</p>			<p>・TIAの拠点機能を活用した「低炭素社会を実現する超低電力デバイスプロジェクト」、「低炭素社会を実現する新材料パワー半導体プロジェクト」、「低炭素社会を実現する超軽量・高強度革新的融合材料プロジェクト」及び「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発」を含む研究開発プロジェクトを引き実施した。</p> <p>・2011年2月に、今後5年間でTIAが目指す具体像を明確にするとともに、具体的なアクションプランを示す「TIA中期計画」を中核4機関の長で構成される「TIA運営最高会議」において決定した。</p> <p>・同じく2011年2月に、民間企業のTIAへの参画を促進することを目的に、独立行政法人産業技術総合研究所、同物質・材料研究機構、筑波大学、一般社団法人ナノテクビジネスイノベーション協議会及びTIAを活用した研究開発プロジェクト実施者で構成される「TIA推進協議会」の設立を合意した。2011年5月に正式発足し、TIAにある技術シーズを分かりやすく紹介するHPを立ち上げ、技術シーズを企業に紹介するイベントなどを開催した。</p> <p>・2011年4月に、将来の日本を担う新産業の創出を牽引するグローバルなナノテクの次世代リーダーを育てることを目的に、中核4機関、東京理科大学及び芝浦工業大学を含む大学が参画した「TIA大学院連携コンソーシアム」を設立した。</p> <p>・2011年5月にはカーボンナノチューブ(CNT)のユーザーへのサンプル配布を開始し、CNTを応用した新たな製品開発を促進する取組を実施した。</p>	<p>・各プロジェクトを引き続き実施するとともに、新規研究開発プロジェクトを立ち上げる。</p> <p>・「TIA連携大学院コンソーシアム」における具体的なカリキュラムを構築する。</p> <p>・TIA推進協議会を利用した新規広報事業を立ち上げる。</p> <p>・その他、「TIA中期計画」を着実に実施する。</p>	○	つくばイノベーションアリーナ(TIA)に係る事業の成果の検証と問題点の解決が必要である。		
文部科学省	<p>経済産業省と連携しつつ、産学の対話を通じて「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する事業において、技術課題数や研究支援規模を大幅に拡充して本格実施することにより、産学連携を基礎研究レベルまで拡大し、我が国全体の課題解決型イノベーションの創出を加速。</p>			<p>・2010年度採択の2技術テーマについては、「産学共創の場」としての意見交換の場を設け、参加企業が研究に必要な試料を提供することを含め、民間リソースを活用する形で技術テーマの解決に資する研究を推進した。</p> <p>また、2011年度技術テーマとして、「トピ生イメーシングを目標とした革新的バイオフォトニクス技術の構築」と「革新的次世代高性能磁石創製の指針構築」を新たに採択し、それぞれの技術テーマの解決に資する研究を推進した。</p>	<p>2010年度及び2011年度に採択した研究課題について、「産学共創の場」に参加する企業の民間リソースを活用する形で研究を推進すると同時に、2012年度新規テーマとして東北産業界のニーズに基づく技術テーマを決定し、東北地方の復興支援に資する研究を推進する。</p>	○	経済産業省と連携しつつ、産学の対話を通じて「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する事業において、技術課題数や研究支援規模を大幅に拡充するとともに、産学連携を基礎研究レベルまで拡大し、我が国全体の課題解決型イノベーションの創出を加速する必要がある。					

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
80	既存の研究拠点の運用面の改革(中期)	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や受託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み(人財を含む)を整備する。	文部科学省	既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、運営体制、有効性の高い設備利用、知財管理のルールに関する要望を確認し、必要な検討・見直しを実施。	研究拠点での一層のオープンイノベーションが進むために必要な運用体制、設備利用、知財管理のルールについて継続的に検討・改善。				・文部科学省の研究開発に関する独立行政法人において、産業界への技術移転を促進する組織の設置や産業界と連携した研究プログラムの実施及び知的財産管理に関するルールの整備を含む取組を推進した。	・文部科学省の研究開発に関する独立行政法人において、産業界への技術移転を促進する組織の設置や産業界と連携した研究プログラムの実施及び知的財産管理に関するルールの整備を引き続き実施する。	○	研究拠点におけるオープンイノベーションを推進するために、必要な運用体制、設備利用及び知財管理のルールの課題について明確にした上で、継続的に検討・改善を行う必要がある。
			経済産業省						・産学官連携集中拠点「つくばイノベーションアリーナ(TIA)」では独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)の知財プロデューサー制度を活用し、TIAの主要な研究プロジェクトにおいて、同知財プロデューサーとTIAの知財関係者による会合を定期的に開催することにより、国内外の研究拠点における知財モデルの分析及びオープンイノベーションにおける知財モデルの在り方について検討を進めた。 ・上記の検討結果をTIAの知財制度を検討する独立行政法人産業技術総合研究所、同物質材料研究機構、筑波大学及び研究プロジェクト参加企業で構成される「TIA知財WG」へ提示した。 ・「TIA知財WG」において、提示された検討結果のうち「TIAにおける知財情報の新規研究戦略への活用方法」及び「知財情報発信による新規参画者開拓へとつなげるための方法」についてTIA全体の知財モデルを検討した。	・知財情報の一元的発信システムの試行を実施する。 ・新規研究プロジェクトにおけるオープンイノベーション促進のための知財マネジメントの検討を行う。	○	
81	既存の大学知財本部・TLOの再編・強化(短期・中期)	産学双方にとって有効な産学連携を促進する観点から、知的財産活動に関する指標を含め産学連携機能の評価の在り方を見直しつつ、既存の大学知財本部・TLOの再編(ネットワーク化、広域化、専門化)、知的財産マネジメント人財の質的強化により産学連携機能を強化する。 ※産学連携機能の評価の在り方を見直しについては、項目49に記載。	文部科学省	経済産業省と連携しつつ、大学産学連携組織の持続的発展を可能とする体制確立を目指し、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会において、大学知財本部やTLOの産学官連携機能の強化のための方策を検討し、結論を得る。	新たな産学官協働システムにより産学連携機能を強化。			経済産業省と連携し、大学知財本部・TLOの在るべき姿を検討しつつ、産学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標について、有識者の意見を得て試行的な評価を実施した。	経済産業省と連携しつつ、評価の結果も踏まえ、大学産学連携組織の持続的発展を可能とする体制確立を目指し、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会産学官連携推進委員会において、大学知財本部やTLOの産学官連携機能の強化のための方策を検討し、結論を得る。	○	経済産業省と連携しつつ、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会において、大学知財本部やTLOの産学官連携機能の強化のための方策を検討し、結論を得る必要がある。	
			経済産業省	文部科学省と連携しつつ、TLOの持続的発展を可能とする体制確立を目指し、「創造的産学連携体制整備事業」の実施により、引き続きTLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人財の質的強化を実施。	左記取組のフォローアップを実施。			文部科学省と連携しつつ、「創造的産学連携体制整備事業」により14機関を支援し、TLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人財の質的強化を実施した。	「創造的産学連携体制整備事業」を実施し、TLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人財の質的強化を図る。	○	文部科学省と連携しつつ、TLOの持続的発展を可能とする体制確立を目指し、「創造的産学連携体制整備事業」の実施により、TLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人財の質的強化を継続的に実施する必要がある。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定			
82	大学における普及啓発(短期)	<p>大学において、論文発表の重要性にも留意しつつ、共同研究における論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理や安全保障貿易管理の重要性に関する普及啓発活動を強化する。</p> <p>※営業秘密管理の重要性に関する普及啓発活動の強化については、項目40に記載。</p>	文部科学省	<p>経済産業省と連携しつつ、大学関係者が集まるセミナーの機会を利用し、共同研究における論文発表前の特許出願の検討の重要性を周知。</p>					<p>大学が集まるセミナー(計10回)で、共同研究における論文発表前の特許出願の検討の重要性を周知した。</p>	-	○		
			経済産業省	<p>大学向けの講演や特許庁ホームページを通じた情報発信による普及啓発を強化。</p> <p>文部科学省と協力し、大学向け説明会の開催に加え、外国為替及び外国貿易法に基づく技術提供管理に実施すべきことを取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン(大学・研究機関用)改訂版」や「安全保障貿易管理ハンドブック」をはじめとする普及啓発用のパンフレット及びポスターを通じた情報発信により普及啓発を実施。</p>				<p>・特許庁ホームページにおいて、「大学・研究者等にも容易な出願手続について」として、現行制度で可能な対応の方法及び漏れのない強い権利を取得するための注意点を紹介した。</p> <p>・改訂した「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」について、大学技術移転協議会でのシンポジウムやイノベーションジャパンにおいて広く周知を行った。</p>	<p>・引き続き、特許庁ホームページにおいて、「大学・研究者等にも容易な出願手続について」として、現行制度で可能な対応の方法及び漏れのない強い権利を取得するための注意点を紹介する。</p>	○	<p>・大学向けの講演や特許庁ホームページを通じて、現行制度で可能な対応の方法及び漏れのない強い権利を取得するための注意点を紹介する必要がある。</p> <p>・文部科学省と経済産業省が連携の上、セミナーや説明会を活用し、共同研究における論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理や安全保障貿易管理の重要性に関する普及啓発活動を強化する必要がある。</p>		
83	外国企業から大学が受け入れる研究資金の拡大(短期)	<p>外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学や公的研究機関が獲得した知的財産を基にした共同研究や委託研究における外国企業・機関との連携のルールを明確化する。</p>	内閣府	<p>外国企業・機関と国内大学・公的研究機関との連携につき、国内大学・公的研究機関における現状規定や問題点について、関係府省が引き続き調査を実施。この調査を踏まえ、連携ルールを関係府省の合同で検討し、結果を大学・公的研究機関に対し周知。合同で検討する場合は内閣府が設置。</p>					<p>・外国企業・機関と国内大学・公的研究機関との連携につき、内閣府、文部科学省及び経済産業省が合同で検討会を開催し、国内大学・公的研究機関における現状規定や問題点についての調査を実施した。</p> <p>・また、国内大学の協力を得て、外国企業との共同研究や委託研究において、どのように連携すべきかに関する調査を継続した。</p> <p>・これらの調査も踏まえつつ、関係府省合同で検討を進め、外国企業・機関との連携において基礎となる資料を取りまとめ、周知した。</p>			○	<p>外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、必要に応じ、大学からのヒアリングを通じて、共同研究や委託研究における外国企業・機関との連携ルールについて、関係府省で協力し検討する必要がある。</p>
			文部科学省										
			経済産業省										

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題	
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定			
84	公的資金による研究成果のオープンアクセス確保(短期)	公的資金による研究成果(論文及び科学データ)について、原則としてオープンアクセスを確保する。	文部科学省	国費による研究プロジェクトのうち、それぞれの目的や創出される研究成果の性質上、研究成果のオープン・アクセスを確保することが適当なものについて、その交付要綱、委託契約をはじめとした取決めにおいて、可能な限り研究成果のオープン・アクセスの確保を要請。						委託事業の募集要項において、可能な限り研究成果のオープン・アクセスの確保を要請した。	研究成果のオープン・アクセスを確保することが適当な研究プロジェクトについて、その公開・閲覧を促進する。	○	公的資金による研究成果(論文及び科学データ)について、原則としてオープンアクセスを確保するための環境整備を進める必要がある。
			経済産業省							独立行政法人新エネルギー産業技術開発機構(NEDO)の研究開発プロジェクトについては、契約約款上成果の適切な公開を義務づけ、研究成果を成果報告書DBで公開した。	-	○	
			文部科学省	・学術論文の電子化の推進。 ・大学及び公的研究機関における機関リポジトリの着実な整備。 ・産学の研究開発活動や知的財産活動を支援することにも、研究成果へのアクセスの向上に資するため、関連する特許や文献の科学技術情報をリンクし提供する基盤システム(J-GLOBAL)を整備・充実。						・独立行政法人科学技術振興機構(JST)が開発・運用する科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)において、国内学協会による学会誌、論文誌806誌(2012年1月末現在)の電子化・公開を支援した。 ・大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援事業を受けて、リポジトリ構築機関が着実に増加しており、2012年1月末現在223機関が公開した。 ・J-GLOBALについては、本格版のリリースに向け、Web API(Application Programming Interface)による連携先拡充、文献情報の拡充、精度向上のためのチューニング及びインターフェースの改善を実施している。2011年11月にβ版1.6をリリースするとともに、研究者情報の新たな登録システムとして「IaD&Researchmap」の提供を開始した。論文情報、特許情報その他の業績情報を研究者自身が容易に登録・更新することを可能とした。	・J-STAGEについては、他システムとの互換性・流通性を高めるため、世界標準となりつつあるXML形式に全面対応した新システム(J-STAGE3)を2012年4月に本格運用を開始する。同システムの提供を通じて、我が国の学術論文の電子化や、国内学協会誌の発信力強化を更に推進していく。 ・自機関でのリポジトリ構築が困難な機関のために国立情報学研究所が提供する「共用リポジトリ」を活用して機関リポジトリの構築を推進する。 ・J-GLOBALについては、2012年度第1四半期の本格版リリースを目指し最終調整を進めるとともに、本格版リリース後も、利用者ニーズを踏まえ、収録情報の網羅性向上やリンク機能の拡張を継続的に実施する。	○	
			厚生労働省	2010年度研究成果情報のデジタル化の推進及び厚生労働科学研究成果データベースと高機能仮設データベースの機能との統合について検討を実施。	厚生労働科学研究成果データベースと高機能仮設データベースの機能との統合運用を促進。					2010年度研究成果情報のデジタル化の推進及び厚生労働科学研究成果データベースと高機能仮設データベースの機能との統合について検討を行い、仕様書案を作成した。	仕様書に従い、システム開発、テストを行い、2012年度中に高度化したデータベースの運用を開始する。	○	
			農林水産省	システムの運用ポリシーを整備し、データベースの運用を開始。	これまでの検討を踏まえ、オープンアクセスを推進。					・データベースの運用を2011年12月より開始した。 ・現在、運用ポリシーの整備を進めている。	関係機関との連携を図り、引き続き運用ポリシーの検討整備を進めることにより、オープンアクセスを推進する。	△	
			経済産業省	研究情報公開データベース(RIO-DB)や知的財産権公開システム(IDEA)を集積した産業技術総合研究所の機関リポジトリ(産総研リポジトリ)の整備拡充を実施。						研究情報公開データベース(RIO-DB)や知的財産権公開システム(IDEA)を集積した独立行政法人産業技術総合研究所の機関リポジトリ(産総研リポジトリ)の整備拡充を実施した。	-	○	
85	大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し(短期)	大学や公的研究機関の特殊性(研究成果の社会還元を目的とする)を踏まえ、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善)	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。					第177回国会において成立した改正特許法の施行に向け、法改正後の拡大された新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引きを作成し、2011年9月に特許庁ホームページにて公表した。	作成・公表した手引きの利用状況を見極めつつ、大学や公的研究機関がより利用しやすくなるように、必要に応じて当該手引きを更新する。	○	作成・公表した手引きの利用状況を見極めつつ、大学や公的研究機関がより利用しやすくなるように、必要に応じて当該手引きを更新する。	

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
86	実効ある産学連携へ向けた予算の見直し・税制の検討(短期)	産学双方にとって有効な産学連携(共同研究、人財育成)を実現するため、企業から大学や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、予算や関連する措置について抜本的に見直し、税制上の支援の在り方を検討する。(例:産学連携促進のためのマッチングファンド、税制上の優遇措置)	内閣府 文部科学省 経済産業省	産学官連携のための予算や税制上の支援の現況に関する調査を進めるとともに、企業から大学及び公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方について、関係府省が合同で検討を実施。この結論を得て、必要な措置を実施。合同で検討する場合は内閣府が設置。					・実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方について、内閣府、文部科学省及び経済産業省が合同で検討会を開催、産学連携のための税制の現況について調査を実施し、必要な措置を講じた。 ・研究開発税制として、産学官連携による試験研究費の恒久的な税額控除に加え、平成24年度税制改正大綱において、特限措置(2011年度末まで)である上乗せ措置(増加型、高水準型)を2年間延長。(減収見込額(制度全体):3044億円(財務省試算)) ・「研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)」においては、更なる民間資金の誘引のため、金融機関も含めた「産学官」連携の取組を開始した。 ・さらに、産学官をはじめ多様で幅広い関係者の参画による「科学技術イノベーション戦略協議会」を設置し、イノベーションを実現するために必要なシステム改革(規制・制度改革、導入促進策等)を含め、国として推進すべき戦略を検討することとした。	-	○	科学技術イノベーション戦略協議会における議論も踏まえ、予算や関連する措置及び税制上の支援について、産学連携を促進する取組を推進していく必要がある。
87	知財活用を促進する制度整備(短期)	特許の活用促進に資する制度整備を進めるため、通常実施権の登録対抗制度の見直しの検討を行い、結論を得る。	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。					・第177回国会において成立した改正特許法の施行に向け、その施行に伴う政令及び省令の整備を行い、政令は2011年12月2日、省令は2011年12月28日にそれぞれ公布された。 ・2012年4月1日の改正特許法施行に向け、改正後の制度の周知を進めるとともに、新制度への移行をスムーズに行うべく体制を整えた。	通常実施権の当然対抗制度の運用を開始するとともに、新制度の周知を一層推進する必要がある。	○	改正特許法に基づき、通常実施権の当然対抗制度の運用を開始するとともに、新制度の周知を引き続き行うことが必要である。
88	営業秘密の保護強化(短期)	裁判公開の原則、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置の在り方について成案を得る。	経済産業省 法務省	第177回国会において成立した改正不正競争防止法の施行に向けた準備を実施。					・改正不正競争防止法は2011年12月1日に施行した。 ・また、不正競争防止法の改正を踏まえ、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続における被害企業の対応の在り方を示すため、営業秘密管理指針を改訂し、周知を行った。	-	○	改正不正競争防止法の内容に関して、関係者に適切な情報提供を行う必要がある。
									改正不正競争防止法は2011年12月1日に施行した。	-	○	関係府省とともに法改正を周知徹底させることが望まれる。
89	職務発明制度の運用(中期)	制度改正後の職務発明制度の運用状況について、継続的に情報収集及び評価を行う。	経済産業省	知的財産活動調査や職務発明制度に関する説明会を通じて、継続的に情報収集及び評価を実施。					・2011年度知的財産権制度説明会(実務者向け)において、情報収集を行った。 ・知的財産活動調査については、2012年3月末に調査結果を取りまとめた。	知的財産活動調査や職務発明制度に関する説明会を通じて、継続的に情報収集及び評価を行う。	○	職務発明制度について、国内外の運用状況を調査・分析し、従業者発明の取扱いを含めた望ましい知財管理の在り方について検討を行う必要がある。
90	ブランドの構築の取組を促進する制度整備(短期)	ブランドの構築・維持に向けた取組を促進する知的財産制度の整備を進めるための検討を行い、一定の結論を得る。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、著名商標の保護の在り方を含め、商標制度の見直しについて検討し、一定の結論を得る。					産業構造審議会知的財産政策部会第25回商標制度小委員会(2012年2月20日)において、商標制度の見直しに係る検討課題に關し、新しいタイプの商標については導入の方向で議論を進めることとし、また、国内外の周知な地名の保護については審査基準を一層整備することを検討する方向で結論を得た。	必要な審査基準の改正を行うとともに、新しいタイプの商標の導入に向け引き続き検討を行う。	○	必要な審査基準の改正を行うとともに、新しいタイプの商標の導入に向け検討を行う必要がある。
91	特許明細書の記載要件の検討(短期)	技術動向や国際的動向に適切に対応した審査を実現する観点から、特許出願明細書の記載要件について、諸外国との比較分析を踏まえながら検討を行い、必要な措置を講ずる。	経済産業省	産業構造審議会知的財産政策部会審査基準専門委員会における特許出願明細書の記載要件に関する審査基準の改訂の必要性についての検討結果を踏まえ、審査基準を改訂。					産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会審査基準専門委員会における特許出願明細書の記載要件に関する審査基準の改訂の必要性についての検討結果を踏まえ、2011年10月に審査基準を改訂した。	改訂された記載要件の審査基準の統一な適用を図るため、運用状況の調査を行う。	○	改訂された記載要件の審査基準の統一な適用を図るため、運用の実態を把握しつつ、必要に応じて対応を行う。



項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
92	特許審査の迅速化(中期)	特許審査の迅速化を進める。	経済産業省	必要の審査官・専門補助職員の確保・登録調査機関への検索外注の活用を含めた総合的な取組を推進し、審査順待ち期間(FA期間)を22月台を達成。	・2013年に審査順待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成に向け、毎年度の実施計画を策定・公表。 ・前年度の目標及び実施計画の達成状況に応じ、必要な措置を検討、実施。				・2011年度末の審査順待ち期間(FA期間)を22月台とする目標の達成に向けて総合的な取組を実施した結果、上記目標を達成した。(暫定値による見込み)	・2013年に審査順待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成に向けて、毎年度の実施計画を策定・公表する。 ・2011年度の達成状況に基づいて必要な措置を検討・実施する。	○	引き続き、2013年に審査順待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成に向け、毎年度の実施計画を策定・公表、前年度の目標及び実施計画の達成状況に応じ、必要な措置を検討、実施する必要がある。
93	特許審査ワークシェアリングの拡大(中期)	特許審査結果の実質的な相互承認に向け、審査実務レベルの国際調和を進めるため、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)の枠組みにおいて、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を含めた環境整備を進めるとともに、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進め、特許審査ワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。  ※特許審査ハイウェイの対象拡大については、項目28に記載。	経済産業省	五大特許庁の枠組みにおいて、国際的な特許審査のワークシェアリングを促進すべく、各庁の審査結果を共有化するシステムについて具体的な構成の検討、設計及び構築を実施。また、各庁が保有する先行技術データベースへのシームレスなアクセス環境、共通の出願様式の枠組みの拡大、データ形式の標準化について検討を実施。	五大特許庁目標に基づき、審査結果を共有化するシステムのリリースをはじめとした、各システムの具体的な構成の検討、設計及び構築を推進。				・五大特許庁の目標に基づき、審査結果を共有化するシステムの仕様について合意するとともに、当該システムのサービスレベル合意の文書案及び更なる参加国の拡大に向けた枠組みの在り方に関する文書案を提示した。 ・さらに、共通の出願様式の枠組みの拡大に向け、当該様式の定義文書に五大特許庁間で合意するとともに、データ形式の標準化に向けた議論を開始した。	・五大特許庁の目標に基づき、審査結果を共有化するシステムの具体的な設計及び構築を推進し、2013年度には五大特許庁間の相互接続とシステムリリースを行う。 ・さらに、五大特許庁以外への参加国の拡大や、更なるシステムの機能拡張に向けた議論を行う。	○	審査結果を共有化するシステムのリリースをはじめとした、各システムの具体的な構成の検討、設計及び構築を推進し、五大特許庁の目標を達成する必要がある。
				2011年3月に開催された多国間PPH会合の結果を踏まえ、手続簡素化を着実に実行に移すべく、関係国との調整を実施。	PPHの手続簡素化について合意を形成。				・2011年10月に開催された多国間PPH会合において、出願人が提出する書類を削減すべく、特許審査書類へのアクセスシステムを最大限に活用して情報を共有していくことを参加国で確認した。 ・また、要件を統一した多国間PPHにおける手続簡素化について参加国と議論した。	・多国間PPHにつき、各国と手続簡素化・要件緩和に向けた意見交換及び調整を実施する。	○	PPHの手続簡素化について迅速に議論を進め各国と合意形成する必要がある。
				新たな審査協力に関する取組に関して議論を積極的にリードすべく、三種特許庁や五大特許庁、多国間PPH会合の場を利用して、提案を行うとともに他国との必要な調整を実施。					2011年10月に開催された多国間PPH会合において、PPH関連統計データの充実化、即特許率(最初のオファクションで特許査定される案件の割合)の向上及び各国で共有すべきPPHのコンセプトについて議論を実施した。	・PPHのコンセプトについて、各国と意見交換する。 ・要件を統一した多国間PPHの枠組み構築に向けた調整を行う。 ・[PPH-MOTTAINAI]の申請数に関する情報を各国で共有する。	○	・PPHのコンセプトについて各国と意見交換するとともに、要件を統一した枠組みの構築に向けた調整を行う必要がある。 ・その他、新たな審査協力に関する取組に関する議論についても積極的にリードし、他国との必要な調整を実施する必要がある。
94	特許法条約加盟に向けた制度整備(短期)	各国で異なる出願手続の統一及び出願手続の簡素化を目的とした特許法条約への加盟を視野に入れ、期間徒過により失われた権利の救済を含め手続の見直しを行い、出願人の利便性向上に資する制度整備を進める。	経済産業省	第177回国会において成立した改正特許法の施行に向けた準備を実施。						-	○	法改正で導入された期間徒過後の手続を救済する規定について、適切に運用を行うとともに、救済を受けるために必要な手続などについて、出願人に一層の周知を図る必要がある。
95	実体特許法条約の議論の推進(中期)	特許制度の実体面(例:新規性、進歩性)の調和を目指した実体特許法条約の議論を加速する。	経済産業省	・先願主義、グレースピリオドを含む主要項目について、パッケージとしての合意を目指し、先進国間会合で議論。 ・制度調和に向けた各国の協調を働きかけるべく、米国、欧州各国、韓国を含む主要国との二国間・多国間対話を実施。					・2011年6月に東京で開催した五大特許庁(日米欧中韓)長官会合において、特許制度調和について初めて議題に取り上げ、五大特許庁の枠組みの中で、制度調和の議論に資する実務レベルでの比較研究を日本特許庁リードで実施することを決定した。2012年春に研究結果を取りまとめるべく、作業を進めた。 ・日・米及び欧州の主要国のみで構成される先進国間の新たな会合(「テゲルンゼイ会合」)が設立され(2011年7月第1回会合開催)、参加国により、特許制度調和に関する重要項目(先願主義及びグレースピリオド)について各国制度の比較作業を実施することとし、その作業を終了した。 ・長官級の二国間会合(計15回以上)を開催し、今後の特許制度調和の議論の進め方について議論した。 ・長年の我が国の働きかけもあり、先願主義への移行を含む米国特許法改正法が2011年9月に成立した。	五大特許庁会合、日、米及び欧州の主要国のみで構成される先進国間の新たな会合(「テゲルンゼイ会合」)並びに特許制度調和に関する先進国間会合(B+会合)の場において、特許制度調和に関する各国の協調を継続的に働きかけつつ、特許制度調和の議論を前進させる。	○	五大特許庁会合などにおける議論をリードし、特許制度調和を推進する必要がある。
			外務省									○

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題			
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定					
96	使用言語の違いに起因する負担の軽減(中期)	<p>特許文献の機械翻訳に関する調査研究や他国と協力した機械翻訳の精度向上の取組を実施し、それらの成果を出願人に提供するとともに、外国語特許文献の検索環境の整備を進める。</p> <p>※外国語特許文献の検索環境の整備については、項目32に記載。</p>	経済産業省	・2010年度に実施した特許文献の機械翻訳に関する調査結果を踏まえ、必要な取組を検討・実施。					・外国特許庁へ提供する日英機械翻訳サービスの翻訳精度の調査結果から、辞書整備の有効性を確認した。	2011年度に実施した調査を基に、特に中国特許文献を対象に辞書作成を実施する。	○	2011年度に実施した調査を基に、急激に特許出願件数が増大している中国語を中心に辞書作成について実施する必要がある。			
				五大特許庁の枠組において、各庁が提供する機械翻訳の精度を評価・向上させるプロジェクトを実施。					非英語圏の日中韓各特許庁が提供する英語への機械翻訳結果の不備を英語圏の欧米特許庁が評価・フィードバックするプロジェクトを本格的に実施した。				日英機械翻訳については日本特許庁がフィードバック結果を分析し、日英機械翻訳の精度向上を図る。	○	五大特許庁の枠組みにおいて、各庁が提供する機械翻訳の精度を相互に向上させる取組を継続する必要がある。
				日英機械翻訳用辞書データを毎年蓄積し、低コストで一般に提供。					・1年あたり5千語を追加登録し、約7万5千語を収録する日英機械翻訳用辞書データを実費相当の価格で一般に提供した。				今後も継続して、未知語の追加登録と辞書データの提供を行い、日英機械翻訳の精度向上を推進する。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
97	植物新品種保護制度の共通基盤整備(中期)	東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備するため、植物新品種保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働き掛けや「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を通じて、将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組む。	農林水産省	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、品種保護制度の必要性について各国に対して普及啓発。					・インドネシアにて第4回フォーラム会合を実施した。 ・上記取組を実施した結果、東アジア各国に対し、植物品種保護制度の重要性と必要性についての意識が向上した。  ・タイにて第5回フォーラム会合事前協議を実施した。 ・上記取組を実施し、東アジア各国に対し、植物品種保護制度の重要性と必要性について意識の向上を図った。		○	東アジア植物品種保護フォーラムを活用し、品種保護制度の必要性について各国に普及啓発することが必要である。
				東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度における以下の取組を実施。 ・研修生の受入れ ・各国での審査技術に関するワークショップ、セミナーの開催 ・各国で開催される技術研修への専門家の派遣		左記の実施状況を踏まえ、取組を継続実施。			・審査基準に関する指導を行うため、専門家をタイへ派遣した。 ・植物品種保護制度に関する各種研修を実施し、16人を受入れた。 ・海外の局長級職員を受入れ、植物品種保護に関するセミナーを実施した。 ・上記取組を実施し、東アジア各国に対し、品種保護制度の重要性と必要性についての認識の向上及び審査基準に関する技術面の向上が図られた。		○	東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、植物品種保護制度における研修生の受入れ、各国での審査技術に関するワークショップ、セミナーの開催及び各国で開催される技術研修への専門家の派遣を実施する必要がある。
				各国の実情に合わせた、より高度な指導の取組に向けた専門家の派遣、研修生の受入。		東アジア品種保護庁設立に向けた制度共通化を図るべく、多国間の申請様式や審査基準の共通化を検討し、可能なものから試行を実施。			・審査に関わる高度な実践的指導をマレーシアで実施した。 ・審査基準に関する指導を行うため、専門家をインドネシア、シンガポール及びタイへ派遣した。 ・フィリピンにて植物新品種保護同盟(UPOV)に関する基礎技術研修を実施した。 ・上記取組を実施した結果、審査基準に関する技術面の向上が図られた。	東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備するため、植物新品種保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働き掛けや「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を通じて、将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組む。	○	各国の実情を踏まえ、高度な指導を行うための専門家の派遣、研修生の受入が必要である。
						UPOV条約締結国との審査協力(審査データの共有化)を拡大・充実。			中国にて審査基準作成ワークショップを実施した結果、中国との審査協力の検討が始まる契機となった。		○	各国の実情を踏まえ、高度な指導を行うための専門家の派遣、研修生の受入が必要である。
				各国のUPOV91年条約締結に向け、各国の国内法改正を支援。					・各国の植物新品種保護同盟(UPOV)91年条約締結に向け、各国の国内法改正の支援を実施した。 ・上記取組を実施した結果、東アジアのいくつかの国で制度整備・国内法改正のための意識付けが図られた。 ・カンボジアにて意識啓発セミナーを実施した。 ・上記取組を実施し、カンボジアに対し、植物品種保護制度の整備のための意識付けを行った。		○	引き続き、各国のUPOV91年条約締結に向け、各国の国内法改正を支援することが必要である。
		東アジア品種保護庁設立を視野に、そのモデルとなる欧州植物品種庁の取組を調査。					東アジア品種保護庁設立を視野に、そのモデルとなる欧州植物品種庁(CPVO)の取組を調査して、CPVOの設立に至る経緯及びそれらに関する諸事情を明らかにした。		○	引き続き、東アジア品種保護庁設立を視野に、そのモデルとなる欧州植物品種庁の取組を調査する必要がある。		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
98	二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域と様々な協議(以下参照)の場を通じ、関係府省で連携しつつ、模倣品・海賊版といった知財権侵害への対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし、以後の働きかけに活用。 -日中ハイレベル経済対話 -日中経済パートナーシップ協議 -日韓ハイレベル経済協議 -日韓経済局長協議					・2011年10月の日中知的財産権ワーキング・グループ、2011年11月の官民合同訪中ミッションに参加し、知財権侵害対策の強化に向けた働きかけを実施した。 ・中国などとの経済協議の開催に向けた事前調整を実施した。	相手国の対応状況をフォローしつつ、知財権侵害対策の強化に向けた働きかけを実施する。	○	相手国との協力関係を深めつつ、知財権侵害対策の強化を働き掛ける必要がある。
			文部科学省	権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議をはじめとした交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし、以後の働きかけに活用。				・2011年4月、11月の官民合同ミッション、同8月の第2回日中インターネット知的財産保護シンポジウム及び同10月の第3回日中知的財産権ワーキング・グループに参加し、インターネット上の著作権侵害の対策の強化を要請した。 ・2011年9月に日中著作権会議を実施し、著作権侵害コンテンツの摘発について効果的な対策を要請した。 ・2011年9月に日韓間で著作権及び著作権隣接権分野における連携強化に関する覚書を締結した。 ・2011年12月に第3回日韓著作権フォーラムを実施し、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を行った。	・日中、日韓との二国間協議を定期的に実施し、両国との連携強化を推進する。 ・日中の著作権関係団体同士による意見交換を行うセミナーを開催し、関係団体同士の連携強化を図る。 ・韓国文化体育観光部との間で覚書に基づく協力分野に係る具体的な活動についての検討を行い、両国間で合意を図る。	○		
			経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、日中知的財産権ワーキング・グループ、模倣品事務ワーキング・グループの場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版といった知財権侵害への対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし、以後の働きかけに活用。				・2011年4月、中国において最も模倣品の製造・流通が多い地域の一つである広東省にハイレベルミッションを派遣し、広東省幹部との会談で地方における知的財産保護強化の協力枠組みの構築について意見交換し賛同を得た。 ・2011年10月に第3回日中知的財産権ワーキング・グループを神戸で、2012年1月に第2回模倣品事務ワーキング・グループを東京で開催し、インターネット上の模倣品・海賊版問題、執行当局の取締り強化、知的財産権関連法の執行・運用の徹底等について、日本側より提案を行うとともに、産業財産権分野における協力推進について認識の共有を図った。	・二国間協議の場で、知的財産侵害対策の強化と継続を中国政府に働きかける。 ・CODAの動画投稿サイトに対する違法コンテンツに対する削除要請の本格的稼働を促す。	○		
			警察庁	・経済産業省と連携しつつ、中国関係機関との情報提供スキーム構築に向けた取組を実施。 ・中国捜査当局との定期協議において、情報提供を行った違法サイトの閉鎖状況及び取締状況の確認を実施。				・2011年10月、第3回日中知的財産権ワーキンググループに参加し、日本における知的財産権侵害事犯の現状と問題点について説明を行い、中国を発信地とするインターネット上の知的財産権侵害情報を提供し、偽ブランド品広告サイトの削除及び取締りを求めた。 ・外国を発信地とするインターネット上の知的財産権侵害情報を、中国等の外国当局に提供し、偽ブランド品広告サイトの削除及び取締りを求めた。	中国といった外国当局に対して、違法サイトに関する情報提供を行い、当該サイトの削除措置を促す。	○		

項目番号	項目名	施策内容	担当府省	短期		中期		長期	進捗状況		評価	今後の課題
				2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015～2019年度	2011年度末までの具体的な取組状況	2012年度以降の具体的な取組予定		
	二国間協定を通じた知財権侵害対策の強化(短期)	侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。	国土交通省	日中両国間の協力体制の構築・定期的協議の開催を視野に、中国政府との政策対話及び中国関連業界団体との意見交換を通じて、船舶関連機種の模倣品による被害の実態把握及び被害を軽減させるための対策に関する議論を実施。					<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年11月の日中造船・船用工業工作者交流会の開催を支援し、日中の関係団体間で合意されたMOU(船用純正品の使用に関する合意書)の締結を支援した。</li> <li>・啓発リーフレットの作成・配布、模倣品講習会の実施や被害実態調査を行った。</li> <li>・JASMEA純正品ラベルの普及支援、船用工業製品純正品確認マニュアルの普及支援をはじめとした関係団体の模倣品対策活動の支援を行った。</li> </ul>	官民の連携を強化し対策を推進する必要がある。	○	
			財務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・途上国税関に対し、知的財産権侵害物品の水際取締能力の構築を支援するため、世界税関機構と協力し、我が国専門家を派遣する技術協力を実施。実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。</li> <li>・日中韓知的財産作業部会の場を活用し、引き続き日中韓3か国税関において知的財産権侵害物品に係る情報交換を実施。実施状況を踏まえ、必要な協力を検討、実施。</li> <li>・侵害発生国・地域の税関当局との間で、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化を目的とした情報交換を含む協力を促進する税関相互支援協定の締結に向けた取組を実施。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年10月、日中韓3か国税関と世界税関機構が協力して、IPRセミナー(於韓国)を開催した。</li> <li>・2011年11月、ASEAN諸国から税関当局職員6名(カンボジア・インドネシア・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・ベトナム)を受け入れ、知的財産の水際取締りに係る総合的な能力構築支援を行った。</li> <li>・2011年10月、日中韓関税局長官会議の枠組みの下、日中韓知的財産作業部会を開催し、知的財産侵害物品の水際取締りに係る情報交換及び協力要請を行った。</li> <li>・2012年3月、中国税関職員10名を受入れ、知的財産の水際取締りに係る総合的な能力構築支援を行う。</li> <li>・情報交換を継続的に実施する。</li> </ul>	日中韓知的財産作業部会の場を活用し、3か国間における情報交換のさらなる促進を目指す。	○		
			農林水産省	関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施した。</li> <li>・地方自治体や農林水産業の関係団体が参加する「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において、海外における商標の監視、日本産農林水産物等の模倣品・偽装品の現地調査を実施した。</li> </ul>	関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施するとともに、海外における商標の監視、日本産農林水産物等の模倣品・偽装品の現地調査を実施する。	○		
			総務省	関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国政府や動画投稿サイト事業者に対して放送コンテンツのインターネット上の不正流通対策等に関する働きかけを実施した。</li> </ul>	関係府省と協力し、模倣品・海賊版対策の強化の働きかけを実施する。	○		